

---

# 鴨川市教育振興計画

(第2期 平成 28～32 年度)

---

ともに学び未来を育む教育文化のまち  
～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

平成 28 年 3 月  
鴨川市教育委員会



# 目 次

<b>第1章 教育振興計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の基本的な考え方 .....	3
1. 策定の趣旨 .....	3
2. 計画の位置づけ .....	6
3. 計画の期間 .....	7
4. 計画の対象 .....	7
第2節 計画の推進 .....	8
1. 計画の周知と情報提供 .....	8
2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価 .....	8
<b>第2章 教育振興計画の基本方針</b> .....	<b>9</b>
第1節 教育振興の基本方針 .....	11
第2節 分野別目標 .....	12
第3節 教育振興の体系図 .....	14
<b>第3章 分野別の取組</b> .....	<b>17</b>
I. 学校教育 0歳から15歳までの連続性のある学び・育ちを重視した教育の推進 .....	19
I-1. 幼児教育・義務教育の充実 .....	19
I-2. 学校教育環境の整備充実 .....	26
II. 生涯学習 市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興 .....	31
II-1. 多彩な学習活動の促進 .....	31
II-2. 社会教育関連施設の充実 .....	33
II-3. 読書・学習環境の充実 .....	34
III. 青少年の健全育成 子どもたちの自立を支援する体制整備 .....	37
III-1. 啓発活動の推進 .....	37
III-2. 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化 .....	38
IV. 文化振興 鴨川ならではの伝統文化・芸術の活用 .....	39
IV-1. 文化・芸術の振興 .....	39
IV-2. 文化施設の充実 .....	40
IV-3. 歴史・文化の保全と活用 .....	41
V. スポーツ・レクリエーション 生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興 ..	43
V-1. スポーツ環境の充実 .....	43
V-2. スポーツの振興 .....	44
VI. 家庭と地域の教育力向上 誰もが安心して学べるまちづくりの推進 .....	46
VI-1. 子育て家庭の育ち支援 .....	46
VI-2. 親が育つ環境づくり .....	48
VI-3. 学びのセーフティネットの構築 .....	49
VI-4. 安全・安心な学びの場づくり .....	51

<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
計画関連事業一覧.....	55
I. 学校教育.....	55
II. 生涯学習.....	56
III. 青少年の健全育成.....	56
IV. 文化振興.....	57
V. スポーツ・レクリエーション.....	57
VI. 家庭と地域の教育力向上.....	58
用語集.....	59
学校教育の状況.....	61
生涯学習施設・地域クラブ等の状況.....	64
スポーツ施設・団体・関連事業の状況.....	66
政策の動向.....	68
鴨川市教育委員会組織図.....	70

---

# 第1章

## 教育振興計画の基本的な考え方

---



# 第1節 計画策定の基本的な考え方

## 1. 策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

我が国では、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会となっていますが、目まぐるしい進歩を遂げる高度情報化社会の進行が、子どもたちの成長及び人々の暮らしにさまざまな面で大きな影響を及ぼしています。また、市場の国際的な開放等により、我が国を取り巻く社会経済はグローバル化が進んでいます。人、モノ、情報の国際的な移動がこれまで以上に増加することで、諸外国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象が、広範な領域で進むことが予想されます。このように目まぐるしく変化する社会において、子どもたちのたくましく生きる力を育てるためには、これからの教育環境の変化を的確に見据えることが特に重要となっています。

こうした状況において、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人、の育成を目指すことが平成18年12月に公布・施行された改正教育基本法で明確にされました。この理念を踏まえ、教育の再生を実現するために、国は教育振興基本計画を示しています。市民に身近な場所での成長段階に応じた教育の振興など、地方教育行政の役割は、これまでに増して特に重要となっています。

このため、本市においては、教育振興計画は、鴨川市の教育をめぐる状況を考慮し、今後予測される環境変化や政策課題等を踏まえ、中長期的な視点で教育施策の方向性を検討する必要があります。

鴨川市の状況と時代の動きなどから、教育をめぐる課題を以下のとおり整理します。

#### ① 人口減少、少子高齢化

国勢調査によると、平成22年10月時点の本市の人口は35,766人で、平成17年の36,475人より減少しています。また平成22年10月時点の本市の世帯数は14,361世帯で平成17年の13,815世帯より増加していますが、1世帯当たりの人数は2.5人と減少しており、核家族化が進行しています。年齢構成は年少人口(0～14歳)割合が11.0%、生産年齢人口(15～64歳)割合が58.2%、老年人口(65歳以上)割合が32.4%で、特に老年人口の割合は、県平均(21.5%)や全国平均(23.0%)を大きく上回っており、当面老年人口割合は上昇すると見込まれます。

#### ② 安全・安心の確保

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は観測史上最大級の地震で、本県にも被害をもたらしました。こうした大規模災害等の発生に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、子どもたちや教職員の危機管理能力の向上を図り、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制の構築や子どもたちが元気で不安

なく学ぶことができるための、防犯、交通安全などの取組も必要となっています。また、子どもたちの安全・安心の確保に加え、災害時の地域の防災拠点として、耐震性が確保された安全で質の高い学校施設が求められています。

### ③ グローバル化の進展

今後我が国のグローバル化が進むことにより、諸外国との交流機会の増大、グローバル社会に対応できる人材の養成が、教育にも求められます。身近な環境に外国人が生活し、ともに学ぶ状況が今以上に増えることも考えられるため、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的相違を認めあい、地域社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」についての取組も重要になってきます。

### ④ 地域コミュニティの変容

共通の生活地域における子ども同士や子どもと地域住民との交流の機会は、自治会、町内会などの地縁団体が主な担い手でしたが、近年高齢化の急速な進展による組織の担い手不足から、これまでほどの機能を果たし得ていないのが現状です。また、趣味や特定の関心事など自分の目的にあった活動に重きをおき、隣近所とのつきあいを望まない人たちが増加していることなどから、子どもたちを含む全ての地域住民が、地域活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなってきています。

### ⑤ 情報化の進展

ワイヤレス化・ブロードバンド化の進展により、インターネットやモバイル環境は、日進月歩で進化しています。その結果、電子機器を使いこなす子どもたちや高齢者が増えており、ソーシャルネットワークなどでのコミュニケーションも盛んになっています。これらの機器に対応するためのスキルアップが求められています。その一方で、コンピュータウイルスの感染や個人情報の流出などのリスクも生じており、情報セキュリティ対策の充実や、情報モラル教育を促進していく必要があります。

### ⑥ 雇用環境の変容と社会的・経済的格差の進行

雇用環境は、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど厳しい状況にあります。また、地域や世代間、世代内の社会的・経済的格差などが一層進行することにより、教育やその後の就業の状況などに、格差の再生産・固定化が進行し、それが社会の活力低下や不安定化につながるものが懸念されています。少子高齢化がさらに進む見込みの中、市民一人ひとりが、生涯にわたって自ら学び続け、必要とするさまざまな力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会の実現が、地域にとって特に重要といえます。



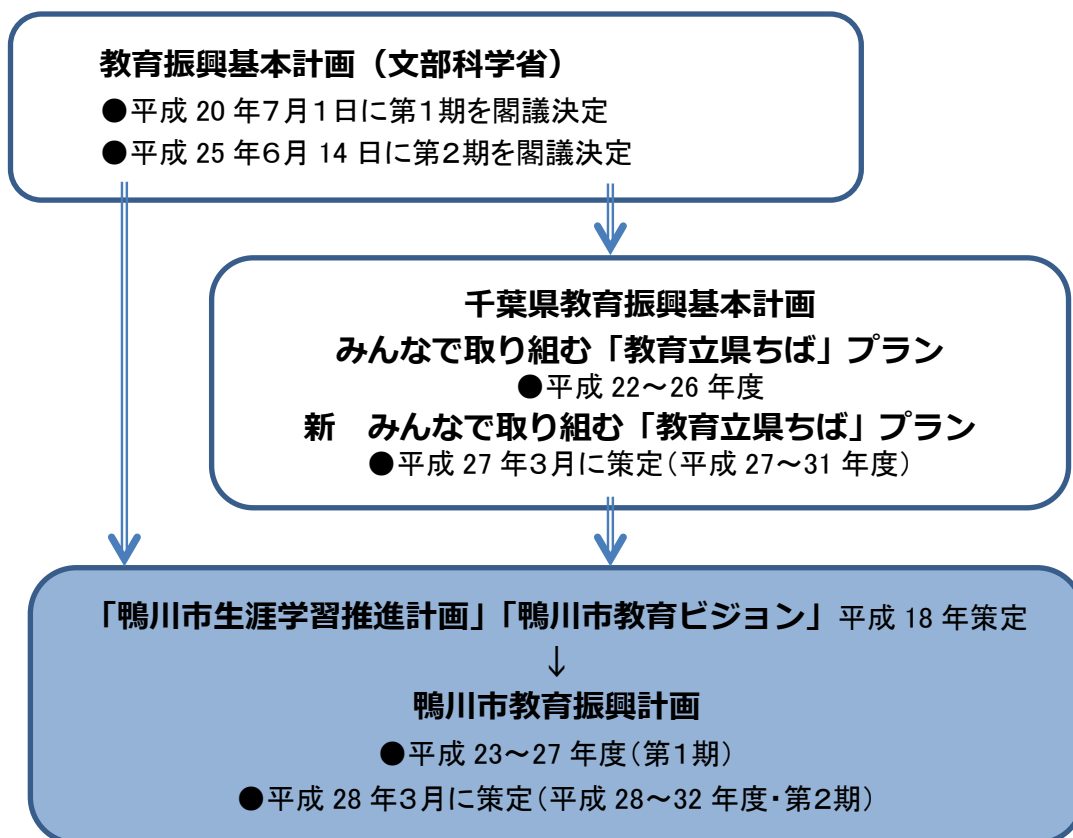
## (2)計画策定の目的

生涯にわたる自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びの基盤づくりは、今後本市の発展を実現していくために不可欠です。学びの成果を社会に生かしてこそ、豊かな社会の実現につながります。

鴨川の子どもたちみんなが自分の夢を育て、その実現に向けて学校・家庭・地域・行政からさまざまな支援を受けることができるまち、市民一人ひとりが生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる、ともに学ぶ教育のまちづくりを目指すための基本的な方向を示す計画として、本計画を策定し推進します。

計画の策定にあたっては、国・県の教育振興基本計画など上位計画との整合性に留意するとともに、鴨川市総合計画など市のまちづくり計画及び関連計画との連携・調和を図りました。

### 【教育施策の流れ】

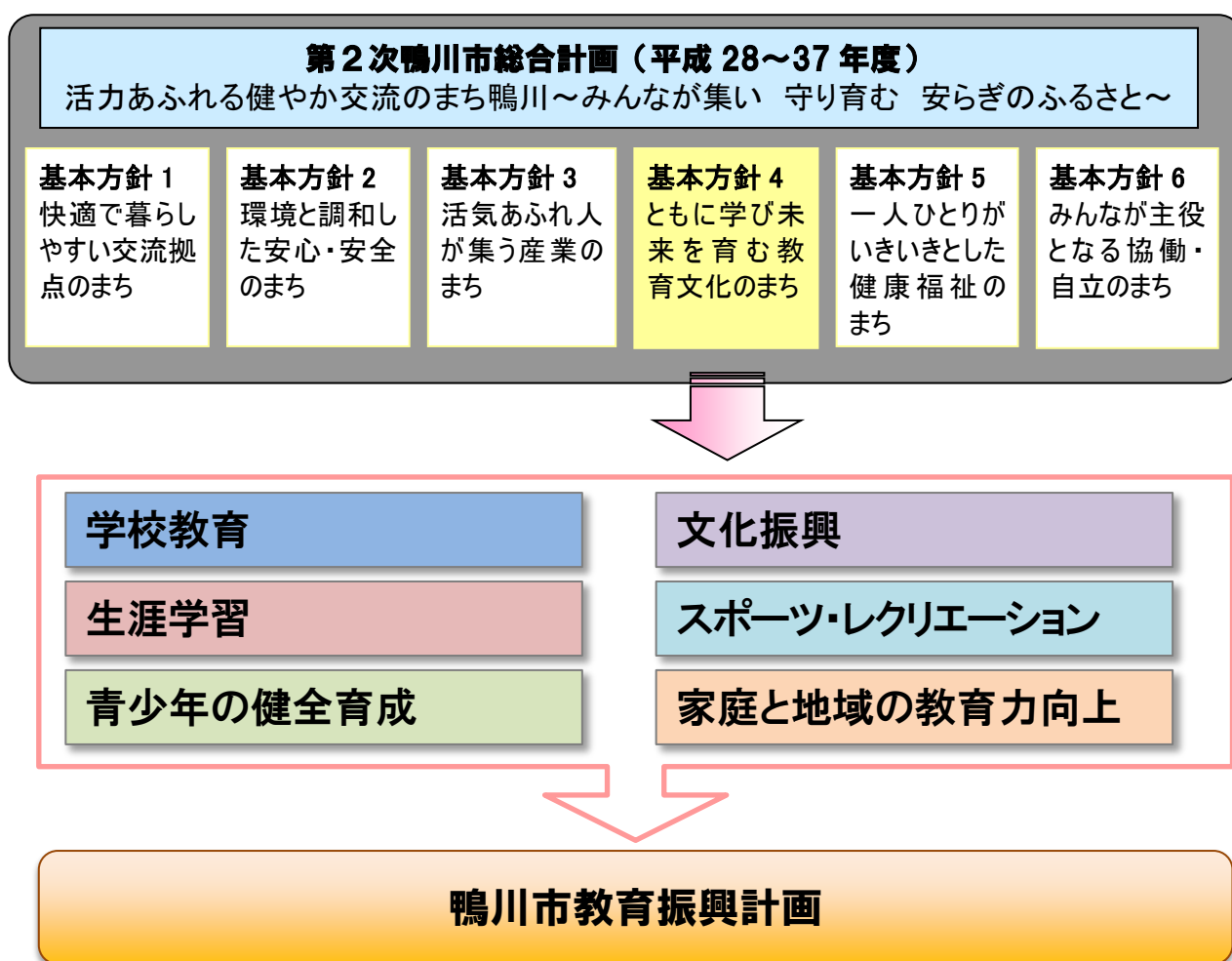


## 2. 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するもので、国及び県の教育振興基本計画との整合を踏まえて策定します。

また、市の最上位計画である「第2次鴨川市総合計画（第2次鴨川市基本構想（第3次、第4次5か年計画）平成28～37年度）」に基づき、教育委員会、学校、市民が協力して教育を推進するための総合的な計画です。学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上などの指針となるものであり、関連する計画や施策と整合を図りながら、策定・推進します。

### 【計画の位置づけ】



### 3. 計画の期間

---

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

### 4. 計画の対象

---

この計画は、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上といった鴨川市の教育施策の基本方向を示す計画であり、計画の対象は子どもから高齢者まで全世代とします。ただし、学校教育は義務教育修了となる 15 歳までを対象とするなど、法律に基づく対象年齢や事業、ほかの関連計画等との関係に配慮します。

## 第2節 計画の推進

### 1. 計画の周知と情報提供

本計画の推進に当たっては、教育行政を担当する教育委員会各課及び市内各教育施設における運営方針・経営方針を示し、具現化するための事業・取組を推進します。そのため、本計画を十分理解して職務を遂行できるように、さまざまな方法で計画の周知・理解に努めます。

さらに、多くの市民の方々が本計画の推進に主体的に関わることで、事業の目的を達成できるとの考えの下、市民の方々に各事業等の趣旨や内容を理解する方策を講じることが大切です。そのため、「広報かもがわ」や市ホームページ、各種便りなど、多様な広報媒体を活用しながら、市民への周知・啓発を行い、教育委員会、学校、保護者、市民の方々との情報共有を進め、連携の強化につなげます。なお、ホームページについては学校を含め各担当部署で適宜更新をしていきます。また、各園・学校の便りについては、可能な限り保護者だけでなく地域の方々にも読んでもらえる方策を講じます。

### 2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価

#### (1) 推進体制の整備

計画の実現に向けて、教育委員会では保護者（PTA）、各種審議会委員、学識経験者、関連団体・グループ、教育ボランティアなどの方々から、推進のための意見をいただく場を設けていきます。また、必要に応じて市民や地域の方々と協議する場を設定します。

#### (2) 計画の推進状況の把握と教育委員会での点検・評価

計画に示す主要な事業・取組については、その進捗状況を定期的に教育委員会各部署において内部評価し、教育委員による評価、外部の有識者等による点検を経て、市議会に結果報告書を提出するとともに、市ホームページで公表します。

さらに、点検及び評価の結果については、施策等の企画立案、予算編成その他の教育委員会における教育行政の推進等に活用していきます。

---

## 第2章

# 教育振興計画の基本方針

---



## 第1節 教育振興の基本方針

本市は「活力あふれる健やか交流のまち鴨川」の実現を目指して、さまざまな施策・事業を展開しています。教育振興においては、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」を基本方針として、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、文化振興、スポーツ・レクリエーション、家庭と地域の教育力向上を推進します。

これまで実施してきた幼保一元化、小中一貫教育を保幼小中一貫教育へと進め、地域の特性にあわせて市民が意欲的に取り組むことのできる生涯を通じての学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動を支援する取組をさらに推進します。そして、誰もが心豊かに生きがいを持って学び、その学習や活動の成果を鴨川市に与えてくれる好循環につなげ、一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育を目指します。

### 【市の目指す将来都市像と教育・文化等に関する施策の基本方針】

《市の将来都市像》

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

《教育振興の基本方針》

ともに学び未来を育む教育文化のまち

～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

## 第2節 分野別目標

一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育を推進し、「ともに学び未来を育む教育文化のまち」の実現に向け、以下の分野別で目標を設定して取り組みます。

### I. 学校教育

基本目標

#### 0歳から15歳までの連続性のある 学び・育ちを重視した教育の推進

生まれてから15歳までの鴨川市の子ども達の発達の特徴を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育を、鴨川市の保幼小中一貫教育として重点的に推進します。あわせて、これからを生き抜く力の基礎を確立するため、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育や男女共同参画の視点にたった教育をはじめ、国際化に対応できる能力を養うグローバル教育、たくましい心身の育成、ふるさとや人を思いやる心を育む教育に重点を置いた学校教育の推進を図ります。

### II. 生涯学習

基本目標

#### 市民一人ひとりの学びを支える 生涯学習の振興

誰もがいつでも、どこでも学びたいときに学ぶことができ、その学びの成果を適切に生かせる社会が生涯学習の目指す姿です。このため、市民が家庭や地域での子ども達の多様な体験学習をはじめ、生活を豊かにする学習活動・読書活動、趣味やスポーツなどに意欲的に取り組める生涯学習環境づくりを進め、自己実現を支援するとともに、地域コミュニティを育てていきます。図書館においては、多様化した市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。

### III. 青少年の健全育成

基本目標

#### 子どもたちの自立を支援する体制整備

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮して自立するとともに、地域の担い手として活躍できるように、学校、家庭、地域、関係機関等が連携しながら、子どもたちの自立を支援する仕組みづくりを推進します。あわせて青少年がさまざまな体験・交流活動、社会活動等に参加する機会を拡充するとともに、地域活動の活発化や指導者の育成に努めます。



## IV. 文化振興

基本目標

### 鴨川ならではの伝統文化・芸術の活用

市民一人ひとりがふるさとの文化や歴史、芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、鴨川市の貴重な文化財の保護・保全に努め、市民の文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。文化芸術活動の拠点となる新たな市民ギャラリーの整備、また多目的施設の活用を図るとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしに努め、文化・芸術活動への市民の参加を促進します。

## V. スポーツ・レクリエーション

基本目標

### 生涯にわたる市民の スポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが、生涯にわたり自分にあったスポーツを楽しみ、生活に取り入れ、心身ともに健やかに暮らせるように、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくりを進めます。このため、総合運動施設や社会体育施設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進めるとともに、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。また、鴨川市が有する充実した運動施設、スポーツに適した自然環境等を有効活用して、競技スポーツの普及とスポーツを通じた交流人口拡大を図るための活動を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」を目指します。

## VI. 家庭と地域の教育力向上

基本目標

### 誰もが安心して学べるまちづくりの推進

核家族化や都市化の影響などにより、子どもと家庭を支える環境が変化しており、地域のつながりや支えあいの力が再認識されています。このため、教育の原点として家庭の教育力を高めるよう支援するとともに、地域住民のつながりや支えあいによる地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、関係機関等との力強い連携により、誰もが安心して学ぶことができ、その取組が人づくり・地域づくりに生かせる環境づくりを進め、市民の学びを支援していきます。

## 第3節 教育振興の体系図

《市の将来都市像》

《教育振興の基本方針》

《政策分野と基本目標》

活力あふれる健やか交流のまち鴨川

く みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと く

ともに学び未来を育む教育文化のまち

く 一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育 く

### I. 学校教育

0歳から15歳までの連続性のある  
学び・育ちを重視した教育の推進

### II. 生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える  
生涯学習の振興

### III. 青少年の健全育成

子どもたちの自立を支援する  
体制整備

### IV. 文化振興

鴨川ならではの  
伝統文化・芸術の活用

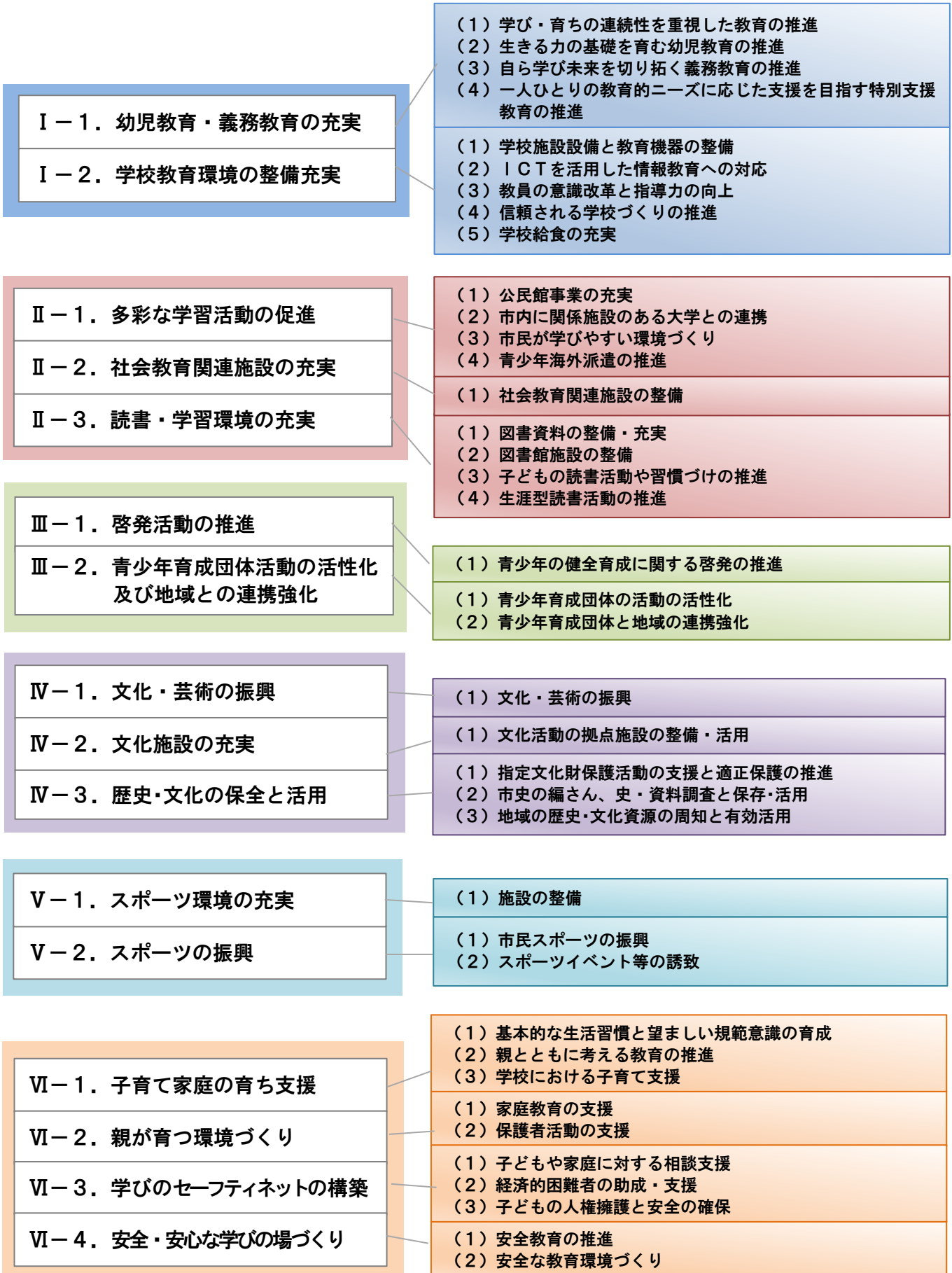
### V. スポーツ・レクリエーション

生涯にわたる市民の  
スポーツ・レクリエーションの振興

### VI. 家庭と地域の教育力向上

誰もが安心して学べる  
まちづくりの推進

《施 策》





---

## 第3章

# 分野別の取組

---



## I .学校教育

### 0歳から15歳までの連続性のある学び・育ちを重視した教育の推進

#### I-1. 幼児教育・義務教育の充実

##### (1)学び・育ちの連続性を重視した教育の推進

これまで本市では、幼保一元化、幼小連携教育、小中一貫教育と、子どもの連続した育ちや学びに視点を置いた教育について検討し、実践してきました。その中で、子どもの多様な資質や能力を伸ばし、確かな学力と豊かな人間性を育む教育の推進に努めてきました。

本計画では、これまでのこうした鳴川市の教育をもとに、子どもが誕生してから中学校を卒業するまでの育ちや学びの連続性を重視した「保幼小中一貫教育」を推進します。

##### ①保幼小中一貫教育の推進

幼稚園から小学校、小学校から中学校の接続期においては、これまでも「小1プロブレム」（授業中に座ってられない、集団行動がとれない児童が増加する現象）や「中1ギャップ」（学習や生活の変化になじめずに不登校やいじめが増加する現象）問題が指摘されています。幼稚園から小学校あるいは小学校から中学校への移行によって生じる心理的不安を軽減する取組を継続することにより、落ち着いた学校生活をスタートさせます。また、「保幼小中一貫カリキュラム」に基づいて、保育園・幼稚園・小・中学校及び家庭・地域が連携し、0歳から15歳までの15年間を通して、子どもの発達段階に応じた一貫した保育・教育を進めることで、コミュニケーション能力、規範意識及び自尊感情等を身に付けた子どもたちを育成するとともに、生きる力を身に付けた園児・児童・生徒の育成の充実を図ります。

##### (2)生きる力の基礎を育む幼児教育の推進

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、幼稚園・保育園・認定こども園などの幼児教育に関わる全ての主体が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育における教育の重要性を踏まえ、質の高い幼児教育の提供とともに、規範意識の醸成、保幼小の連携、家庭教育への支援等を推進します。

幼児教育においては、幼児の生活や遊びという直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力を育み、生きる力の基礎を培います。幼児一人ひとりが多様な体験を通して、調和の取れた成長ができるようにします。また、幼稚園と小学校の円滑な接続を図り、幼稚園や保育園における教育の成果が小学校教育につながるように就学前教育を推進します。さらに、保護者が子育ての喜びを感じることができるよう、保育園・幼稚園の機能を生かした子育て支援を推進します。

## ①保幼小連携の強化

幼児期の教育に関わる教職員と小学校教員が互いの教育を理解しあうために授業参観を実施したり、交流授業の計画を作成・実践します。保幼小連携推進委員会では、円滑な接続を図るためのアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを見直し、改善を行います。

## ②魅力ある学びの場がある教育の推進

幼稚園において園児は、家庭で体験できない社会・文化・自然などに触れ、豊かな心情・意欲・態度を身につけます。その中で、園児が興味・関心を持ち、環境に関わり、友達や教員と一緒に遊ぶ楽しさを十分に体験できるようにします。その際に、園児が主体的・能動的に対象と関わられるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境づくりの工夫をします。

園児の活動においては、遊びの中にいくつもの学びがあり、友達と「かかわり」「生活し」「学ぶ」中で、「健康な心と体」「自立心・人とのかかわり」「思考力の基礎」「言葉の獲得」「表現力」を身につけ、小学校以降の生活や学習の基盤をつくります。また、外国語指導助手の活用による、国際理解教育の推進を行います。

## ③一人ひとりの子どもの育ちにあわせた支援の充実

一人ひとりの発達に応じた援助をするため、園内委員会で、日常の観察による実態を生活年齢の発達課題表を用い評価することで、個々の援助の方針を明確にし、心身の調和の取れた発達を促します。

## ④保護者への支援

幼稚園が拠点となり、子育てやしつけに不安を抱える保護者への支援を行います。また、家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育相談員と連携をとりながら、「子育て講演会」などの公開講座等を開催し、情報提供の充実を図ります。さらに、親同士が交流しながら子育てを行うPTA活動などを促進します。

## (3)自ら学び未来を切り拓く義務教育の推進

義務教育については、学習効果を実感できる学習方法を実践し、児童生徒の学習意欲を高めることで、基礎的・基本的な学力の確実な定着や各学校において、児童生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めます。

その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮します。



本市では、市内の小中学校の教職員で構成する鴨川市教育政策研究会を組織しています。教育政策研究委員会を中心として、学力向上推進委員会、英語活動推進委員会、ICT利活用推進委員会、保幼小連携推進委員会の各専門委員会により、教育課題への対応を図ります。

## ①確かな学力の育成

変化の激しいこれからの社会を生きる児童生徒には「確かな学力」を育むことが重要です。基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力など、幅広い学力（確かな学力）を身につけた、児童生徒の育成を目指します。そのため、学ぶ意欲を高める楽しい授業、誰もがわかる授業、予習学習を生かした授業を推進します。また、以下の4点に重点を置き指導します。

### ア) 個に応じた指導の充実を図る

学習内容の確実な定着を図り、個性を伸ばす教育を一層充実させるために、「個に応じた指導」を充実します。一人ひとりの学習状況の把握・分析を踏まえた授業改善や、的確な個別指導を推進します。

### イ) 考えをまとめ、わかりやすく伝える学習

各教科において、説明、論述等の言語活動の充実を図るために、児童が理解したり、気付いたりしたことについて、理由や方法を明確に説明する力を育成します。

### ウ) ノート指導

ノートに自分の考えを書く工夫やメモの効果的な取り方について指導することにより、学習内容の定着を図り、学び方を身に付けさせます。

### エ) 家庭学習の手引きの活用

家庭学習の取組をまとめた「家庭学習の手引き」を活用し、一人ひとりの学ぶ意欲の向上と基礎学力の定着に努めます。また、授業においては、予習学習を重視し、家庭学習とつなげた学習過程を工夫するなど、「わかりやすい授業」を目指した取組を進めます。

## ②特色ある教育の実施

本市においては幼稚園から英語活動に親しむ機会を設けるなど、先進的な英語教育に取り組んできました。平成32年度から小学校においても英語が教科化される予定であり、英語教育を取り巻く大きな変化に対応するため、先駆的な取組を発展させ、子どもたちの英語力の向上を目指し、国際化に対応できる人材を育成します。JETプログラムによる外国語指導助手に加え、市独自雇用の外国語指導助手等を小中学校に派遣するほか、大学との連携強化による英語教育の充実を図ります。

タブレットPC等を活用した授業改善を行います。ICT利活用研修を校内で実施するとともに、情報モラル教育を推進します。

鴨川市の自然や歴史・文化、産業を理解するために、小学校の社会科副読本「わたしたちの鴨川市」や市立図書館が作成した「ふるさと鴨川」・「鴨川市のむかし話」を活用して、ふるさと学習の充実を図ります。

### ③発達段階に応じたキャリア教育の推進

児童生徒が自然に触れたり、地域や社会の中で人と関わりを持ったりする機会が減少しています。多様な体験や地域との関わりの中から、自分のよさや適性を伸ばし、将来の夢や希望に向かって社会の中で力強く生きていける人間を育てます。そこで、企業や家庭、地域と連携しながら、働くことの意義や尊さを理解し、自分の将来に夢や希望、目標が持てるように発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

特に中学校での職場体験学習においては、職場体験の実践が体験のみに終わってしまうことのないように、生き方の指導を含めた事前・事後指導を充実させ、生徒一人ひとりの勤労観、職業観の育成を深める学習活動になるよう取り組みます。

### ④豊かな心を育む教育の推進

道徳教育については、礼儀や規律を大切にし、人格や生命を尊重して行動できる力を育みます。特に、人権意識の向上や規範意識の醸成を図るために、ゲストティーチャーの招聘や体験的な活動を重視した「道徳の時間」の充実に取り組みます。

また、差別やいじめをしない子どもの育成に向けて、同和教育の推進、障害者理解・交流教育の推進、幼児や高齢者との交流、人権擁護委員による「人権教室」の開催等を通して人権教育の充実に努めます。

さらに、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、本市の実情に合ったいじめの防止等のための対策が求められています。本市においても「いじめ防止対策推進条例」を制定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について、その対策を推進します。「いじめはどこでも誰にでも起こり得る」ことを前提に、家庭や地域、関係機関との連携を図り、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもたちが健やかに成長することができる環境づくりに努めます。

加えて、学校、家庭、職場など身近で具体的なところから男女平等、男女共同参画についての学習を推進し、性別に関わりなく個性と能力を伸ばす教育を行います。

### ⑤体力の向上と健康の推進

積極的に運動に親しもうとする意欲を引き出すとともに、基礎的な体力の向上を図ります。また、クラブ活動や部活動の充実に努めることで、健康な体づくりを目指します。児童生徒の基礎体力の向上に向けて、小学校では県教育委員会が主催する「遊・友スポーツランキングちば」を活用した「チャレンジ in 鴨川スポーツランキング」を市内全児童に実施し、スポーツに親しむ習慣づくりを推進します。また、中学校では「メディカルチェック事業」を実施し、運動中の怪我防止やスポーツ障害の早期発見・早期治療など生徒の健康管理に役立てるため、医師等による問診やストレッチ指導を行い、その結果を生徒や指導者にフィードバックします。

健康教育については、関係機関の専門性を生かして学校保健の機能を高める体制を整備するため、学校保健委員会を開催し、児童生徒の健康や体力について協議及び情報共有を行っています。保健便りを通して、健康についての知識や情報について周知することに加え、親への健康教育に対する取組を強化します。

栄養教諭と連携した食育教室を実施します。学校便りや保健便りを活用して、児童や保護者に対して、正しい食習慣確立に向けた啓発活動を行います。

学校給食における食物アレルギーに対して、教職員研修を通して理解を深めるとともに、家庭や関係機関と連携し、情報収集や校内体制の整備に努めます。また、給食の食材には、乳や卵などが含まれていないアレルギー対応食品を積極的に活用します。

## ⑥読書活動の推進

学校教育においては児童生徒の確かな学力を育むとともに、言語活動や探究活動、読書活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性を培うことが求められています。子どもたちが読書活動を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てるために、鴨川市生涯読書推進計画に基づいて、学校教育における読書活動を推進していきます。

朝の一斉読書や読み聞かせに取り組み、子どもの読書習慣の確立を図ります。

また、市立図書館の団体貸出制度やインターネットの予約受付の有効活用、市内中学校へ朝読書用配本事業を通して、学校図書館活動の充実を図っていきます。

さらに、読書ボランティアの協力を得て、図書の本修や学校図書館の整備に努めるとともに、蔵書資料のデータベース化により、貸し出し方法などの工夫や蔵書の充実を図ったり、特設コーナーの設置やわかりやすい案内表示の工夫など、行ってみたくなる学校図書館づくりを進めます。

## (4)一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を目指す特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための動向を踏まえ、生きる力を身につける環境整備の考えに基づいて特別支援教育の充実を図るため、以下の3点に努めます。

- ア) 社会全体の機能を活用し、教育、医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を強化
- イ) 障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ「交流及び共同学習」の充実
- ウ) どの子どもも授業内容がわかり学習に参加している実感・達成感を持つことのできる授業の推進

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その時点で最も適切な対応をすることができる多様で柔軟な仕組みや学びの場を整備し、切れ目のない連続性のある支援体制の構築を進めます。

## ①早期からの相談(就学相談・教育相談)と切れ目のない支援体制の充実

教育上配慮を必要とする園児・児童・生徒の就学・教育相談については、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、成長段階に応じた柔軟な教育的判断が求められています。早期からの相談体制を強化するため、就学前から卒業後までを見通し、健康推進課・福祉課・子ども支援課・学校教育課等が連携を図ります。また、連携のツールとして、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、PDCAサイクルによる実行をし、学校間連携に活用します。

## ②豊かな人間性を育む「交流及び共同学習」の推進

障害のある子と障害のない子がともに学ぶ機会を計画的・継続的に実施します。交流及び共同学習の形態としては、直接的な交流及び共同学習と、間接的な交流及び共同学習があります。障害のない園児・児童・生徒や地域社会の人たちが、障害のある園児・児童・生徒と関わることにより、互いの理解を深め人間の多面的な価値に気づく機会とします。

## ③一人ひとりの発達に合わせた支援の充実

教科領域の指導と特別支援教育を融合させ、全ての子どもに「わかる・できる」ユニバーサルデザインの視点に基づく授業実践を行います。

学習活動においては、特別支援教育で生み出されたさまざまな工夫を取り入れ、全ての子どもの授業に対する意欲を高めたり、理解を深めたりすることに努めます。

また、個別の指導についても、障害の特性に合わせ発達課題を的確に捉え、自立や社会参加に向け積極的な指導・支援を実施します。

## ④多様化する教育的ニーズに対応するための人材育成・指導の充実

特別支援学級及び通常学級において、特別な支援を要する園児・児童・生徒への支援が多様化しています。その状況を踏まえ、特別支援学級や通級指導教室等を活用するとともに、児童生徒一人ひとりのニーズに適切に対応し、全ての教員が障害特性を理解し、児童生徒の得意なことを引き出し、持っている力を伸ばす指導・支援を行う必要があります。そのため、具体的な支援策を検討するケーススタディーの研修を実施することにより、専門性の向上を目指します。また、その他の研修として、特別支援教育コーディネーター研修・特別支援教育講演会・特別支援教育支援員研修会の充実に取り組みます。

## ⑤幼稚園・小中学校への支援体制の強化

教育委員会では、特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議・巡回相談員の派遣等を行い、医療・福祉・その他の関係機関との連携・協力を図り、各幼稚園・小中学校への支援体制を強化します。

また、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒への支援については、特別支援教育

支援員の配置について検討します。

各幼稚園・小中学校においては、特別支援教育コーディネーターを複数配置し、校内支援体制づくりの強化と充実を図り、適切な支援の実践を行います。

## ⑥地域や保護者等への理解・啓発の促進

インクルーシブ教育システムの構築を推進するためには、障害に対する正しい知識と理解が求められます。そのために、交流及び共同学習、その他の教育活動（ユニバーサルデザインの視点に基づく授業等）の情報発信を積極的に行い、地域や保護者への啓発を行います。

## I-2. 学校教育環境の整備充実

### (1) 学校施設設備と教育機器の整備

これまでに整備された学校施設を、今と同じ規模で維持・管理していくためには、多額の管理運営コストがかかることが想定されます。さらに、多くの施設で老朽化の問題が懸念されており、限られた財源の中で、児童生徒や保護者の求める機能を備えた安全な学びの場を確保するためには、市の管理運営する公共施設全体の視点に立って施設管理運営のあり方を検討していく必要があります。このため、本市が保有する全ての施設等の全体的な状況を総括的に整理・分析し、長期的な視点を持って財政負担の軽減・平準化に向け、公共施設等のこれからの更新や統廃合等の方針を定める公共施設等総合管理計画との関連に留意し、建物の長寿命化や大規模改修の方向性を検討します。

また、学校備品類の拡充やバリアフリー化についても国や県の最新の動向に配慮しながら進めます。

#### ① 長寿命化や大規模改修への対応

子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを目指し、学校施設の改修を行います。老朽化した校舎や屋内運動場を継続的に改修することにより、安全で快適な教育環境を確保し、教育環境整備による児童生徒の教育水準の向上を図ります。水はけが悪いことなどにより、利用に支障が生じているグラウンドの機能の改善を行うとともに、老朽化したプール施設を整備・改修します。

これらの大規模改修工事等については、多額の財源を要するため、財政担当課と協議・調整を図り、財政的に有利な学校施設環境改善交付金、国庫補助金等を活用し、計画的に整備を進めます。

#### ② 魅力ある学校づくりに向けた設備の拡充

普通教室、特別教室用の机、椅子については、新JIS規格に対応した机や椅子に入れ替えを行ってきました。今後も、各校の破損や不足の状況を調査し、要望をとりまとめて補充を進めるとともに、管理用備品についても定期的な更新・整備に努めます。

#### ③ バリアフリー化の推進

鴨川市環境基本計画に掲げられている「基本目標Ⅱ やすらぎと潤い、人にやさしいまち」に則り、思いやりのある生活空間の創出のため、人にやさしい生活空間の実現に向けて、スロープや多目的トイレ等の設置を進め、全ての人が安全で快適に利用できる施設の整備を継続的に進めます。また、障害者差別解消法でうたわれている「合理的配慮」の充実を図るため、合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）としての施設・設備の整備を実施します。

## (2)ICTを活用した情報教育への対応

児童生徒の学習過程に応じてICT機器を活用し、わかりやすい授業の展開に努めます。また、児童生徒がICT機器を使用する機会を増やし、情報を的確に収集・活用する能力を育てていきます。

さらに、スマートフォンや携帯電話の急速な普及に伴い、子どもがインターネットやソーシャルネットワークサービス上でトラブルに巻き込まれることが課題になっています。こうした状況を踏まえ、子どもが安全・安心に情報通信機器を利用できるよう、情報モラル教育の推進に取り組みます。

### ①ICT機器の導入

文部科学省では、第2期教育振興基本計画で目標とされている水準を達成するために、平成26年度から平成29年度までの「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を策定しました。ICT活用は、思考力・判断力・表現力の育成にとって欠かすことのできない探求型学習において、空間的なイメージの把握、調査活動の記録や発表、生徒間の情報共有や共同的な学習に向けて重要なものになっています。

本市においても、電子黒板以外にも大型モニター、プロジェクター、実物投影機等のICT機器を活用した授業実践に努めている教員が年々増えています。情報技術が急速に進展する現在、生徒の主体的な学習の実践、学習意欲の向上等、探求型学習のより豊かな教育活動を実践していくために、電子黒板やデジタル教材、タブレット端末等のICT機器の整備をより一層推進します。また、ソフトウェアやコンテンツの整備、ICT支援員の配備についても検討します。その際、学校現場のニーズを集約するとともに、長期的視野に立ったICT機器導入計画を作成して、見通しを持った環境整備を検討します。

## (3)教員の意識改革と指導力の向上

急激に変化している社会や児童生徒や保護者などの多様なニーズに適切に対応するためには、教員一人ひとりが、従来からの固定観念を改め、新しい発想で柔軟に、かつ、主体的に学校づくりに取り組むことが求められています。

保護者や地域から信頼される学校づくりを進めるために、わかる授業の実践に向けて、教員の授業力の向上を図ります。また、大量退職時代を迎え、経験豊かなベテラン教員が大量に退職していくことから、本市の教育課題に対応できる人材を育成するとともに、ベテラン教員の持つ学習指導・生徒指導等に関するノウハウの継承等、若手の教員の計画的な育成を行います。

### ①研修の充実と自主的研究活動促進

学校教育をより充実、発展するためには、以下の要素を備えた教員が必要です。

ア) 専門的知識を持ち、実践的指導力がある

- イ) 使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性を持つ
- ウ) 柔軟性と想像力を備え、新しい課題に立ち向かう
- エ) 学校組織の一員として考え行動する

これらの教員を育てるために、各学校での研修を充実させることは勿論、市主催の研修の機会を設けるとともに、国や県で実施する研修会に参加できる体制づくりを進めます。特に若手の教員には積極的な参加を促します。

また、幼小・小中が相互に実践することや、ICT機器を活用した授業研究の実施、危機管理への対応等、学校組織マネジメントの考えを生かした行動力のある組織づくりを進めるなどの取組を行います。加えて、鴨川市教育政策研究会の活動を活性化し、教育活動改善に取り組みます。

## (4)信頼される学校づくりの推進

地域に開かれた信頼される学校を実現するために、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。また、保護者や地域住民が、学校運営に積極的に協力することが大切です。

そのため、学校が、地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営ができるよう求められています。

また、学校評議員制の充実や、鴨川市版コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を推進していくことが大切です。

さらに、学校評価を実施し、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の理解を深め、教育の質の保障・向上がなされるものと期待されています。

### ①学校評議員制度の実施

学校評議員制度は、教育委員会に学校評議員として委嘱された保護者や地域住民などが、学校の求めに応じて学校運営に関するアドバイスや意見を述べるものであり、こうした意見を反映することで、保護者や地域住民の協力を得た学校運営が可能となります。また、学校の状況などを周知することにより、学校としての説明責任を果たすことや、情報基地としての役割を担うことが期待されます。

鴨川市版コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、学校が統合されたことにより、学区が拡大し、一部の保護者や地域住民の意見しか反映できなかったものを、より広く、また多くの委員を募ることにより、広い視野で学校運営に関わり、連携を強めてより良い教育活動を進めます。

※鴨川市版コミュニティ・スクールは文部科学省が提示するような委員が直接学校運営の基本方針の承認や人事に関わるものではなく、学校評議員制度の拡大版としての「学校運営協議会」です。



## ②学校規模・クラス規模の適正化

今後、少子化に伴う学校の小規模化がさらに進むことが予想される中、将来にわたって子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点に立ち、学校の適正配置について検討することが重要です。

たとえば、少人数集団の学習の方が個々のつまづきへの対応がきめ細かになり、知識・技能の習得率も高くなると考えられます。反対に、多くの仲間との話し合いで深まっていく授業や、コミュニケーション能力の育成、関わりあう楽しさも大切な力です。すなわち「見える学力・知識や技能」と「見えにくい学力・意欲や表現力」が相互に関連しあいながら、高まっていく学習集団の育成が求められています。そのために少人数指導やT T指導等、学級の適正規模の検討が必要であると考えます。

## ③開かれた学校づくり

子どもたちの抱える課題の背景の一つとして、子どもたちの生活を支える家庭や地域における生活習慣の変化が、人々の意識を変え、その結果、人と人とのつながりを希薄にしていることが挙げられます。

これまで地域にはコミュニケーションをとる場が多くあり、さまざまな世代がともに地域行事に参加することを通して、互いに助けあい、社会で生きる実践的な力を習得してきました。しかし、このような地縁的なつながりの希薄化は、地域から孤立して子育てをする家庭の増加や、地域住民の地域活動に参加する機会の減少などをもたらし、結果として地域や家庭の教育力の低下へとつながっています。

また、家庭や地域から多くの役割を期待されている学校は、学力・体力の向上はもとより、規範意識の低下や不登校、いじめ等多くの教育課題の対応に迫られ、子どもや保護者と向きあう時間がなかなか取れないことも事実です。

このような子どもや教育を取り巻く状況に対応するために、学校は学校で、家庭は家庭で、地域は地域でと考えるのではなく、開かれた学校づくりを目指します。そのために、学校評議員制度や鴨川市版コミュニティ・スクールの充実を図り、各校のホームページ、「学校便り」「学年便り」「部活便り」「PTA便り」などを通じた積極的な情報公開に努めます。

また、学校行事への参加や、授業公開等、保護者・地域への情報公開を図ります。さらには、国の学校支援地域本部事業を活用しながら、より多くのボランティアに関わってもらい、「学習支援」「環境支援」「安全面の支援」「行事支援」を推進し、教育活動への理解を深めます。中学校区におけるキーパーソンをボランティア・コーディネーターとして選び、学校と地域を結びつける仕組みづくりを進めていきます。

## (5)学校給食の充実

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒等に栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供し、学校や家庭との連携のもと、健康の増進、体位の向上を図るとともに、アレルギー対策にも積極的に取り組んでいく必要があります。また、学校給食を通じて、正しい食生活を身につけ、好ましい人間関係を育成するなどの食育の役割を担います。

老朽化した設備・厨房機器等の更新を計画的に実施することにより、給食業務の衛生管理に努めます。

給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の実施に向けた取組を進めます。

豊かな郷土の自然を感じる機会となるよう、学校給食に旬の食材を取り入れるなど、地産地消を推進します。

### ①施設・設備の充実

厨房機器や給食配送車は購入してから十数年が経過しているため、経年劣化が見受けられることから、これらの施設・設備等の更新を順次実施し、安全で安心な給食の提供に努めます。

### ②民間委託の推進

民間事業者のノウハウや専門性を活用して、給食業務の合理化・効率化を図るため、調理や配送業務等の民間委託の実施に向けた取組を進めます。

### ③学校や家庭との連携

学校給食センターは各学校や家庭と連携を図り、より望ましい学校給食の在り方の検討や食育指導の実施などに努めます。

- ア) 学校給食センター運営委員会や学校給食主任会議を開催して、望ましい学校給食の在り方について協議をします。
- イ) 学校給食センターのホームページや給食だよりを活用して、学校給食に対する保護者の関心を高めるよう努めます。
- ウ) 保護者への給食試食会に参加をして、学校給食に関する意見交換や食育指導を行います。
- エ) 学校との連携により、食育指導を通じて子どもたちの健康増進を図ります。

### ④地産地消の推進

生産者との連携により、学校給食に旬の食材などを取り入れた地場産品の積極的な活用に努めます。また、体験学習などを通じて、給食を生きた教材として郷土の産物に対する関心を高めます。

## Ⅱ.生涯学習

### 市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興

#### Ⅱ-1. 多彩な学習活動の促進

##### (1) 公民館事業の充実

公民館は、社会教育活動における中核的な施設であり、地域の中心でかつ総合的な性格を持ち、公民館事業では、市民の利用者が相互に交友を深め、教養や文化性を高めています。現在市内には11の公民館があり、各公民館では趣味・教養・健康の各講座を開設し、学習の場、機会を提供しています。また、各種のサークルが積極的に活動し、生涯学習活動の拠点となっています。

魅力ある公民館教室の開催、サークル活動の育成支援などにより、高齢化の進行等に伴う新たなニーズにも対応した公民館事業の充実を図ります。また、公民館の管理の在り方等を検討し、利便性の向上に努めます。

##### ① 市民同士がお互いに尊重しあい、教えあい、学びあう生涯学習活動の充実

各種教室については、参加者が地域の限定なく、どの公民館の講座にも申し込みができるように配慮しています。参加者が希望する講座に参加できるよう工夫し、参加者を増やすための活動を継続します。

自主活動グループである定期利用団体には、社会教育団体であることを意識づけるための団体長会議を行うことで、活動におけるモラルの向上と活動についての共通理解を図っています。サークル利用者の減少・高齢化が進み、活動を維持できなくなりつつあるケースも見られることから、新規加入者の促進を図るため初歩の講座を開催し、既存のサークルに参加しやすいすそ野を広げる取組を行っています。今後も必要に応じてサークルの支援を実施します。各団体の活動の成果を発表する機会として、毎年公民館まつりを開催します。

各公民館の定期利用団体の一覧を『クラブ・サークル一覧表』として活動の場所や時間などを、市ホームページへ掲載し周知します。

##### (2) 市内に関係施設のある大学との連携

市内に教育研究施設を有する大学と連携し、大学の持つ知的財産を市民へ還元し文化の向上を図ります。

##### ① 大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実

各大学と連携し講演会、実験教室、自然観察会等を開催し、最新研究成果を還元することで、大学と市民が交流を深めるとともに、市民文化の向上、生涯学習の充実を図ります。

また、「キャンパスツアー」を開催し、学生食堂での体験昼食や現役大学生による説明を受けながら構内の見学などを行い、交流を深めます。

### **(3)市民が学びやすい環境づくり**

市民ニーズに即した学習機会の充実や、豊かな知識、技能及び経験を有する人材の発掘と活用による市民等の自主的な学習活動を促進するために、市民ボランティアを導入します。市民の参加による文化施設の活性化と、地域に潜在する優れた人材の発掘により、多様な学習機会の提供と充実を図ります。

#### **①地域学習・ボランティア活動の支援**

市民に広く親しまれる施設づくりを目指し、文化施設ボランティアを郷土資料館及び図書館に導入しています。積極的に活動へ参加できるような取組や、研修などを通じてスキルアップを図ります。

生涯学習人材バンクの整備に取り組み、ボランティアによる市民団体の学習活動支援を推進し、市民が『いつでも、どこでも、だれでも』学べる学習環境づくりと、市民同士がともに学びあう『人と人とのつながり』を培うことに努めています。市内の小・中学校や土曜スクール、通学合宿、福祉関係団体などで、学習指導や支援を行う活動が広まりつつあります。今後は、ボランティア登録者数を増やすための取組を進めます。また、登録ボランティアの具体的な指導内容の周知を図るとともに、ボランティア間の交流も促進し、その活性化を図ります。

### **(4)青少年海外派遣の推進**

青少年の国際的視野を広める活動の一つとして、中高生を海外に派遣し、訪問先の青少年との親睦を図ります。

#### **①国際的感覚の豊かな人間育成**

アメリカ合衆国北部、カナダとの国境にあたる五大湖に面するウィスコンシン州マニトワック市に中高生の派遣を行い、現地での交流を深めます。

## Ⅱ-2. 社会教育関連施設の充実

---

### (1)社会教育関連施設の整備

学習活動や地域活動に利用されている社会教育関連施設の老朽化が進んでいます。既存施設の計画的な改修・修繕や設備の更新を行うことにより、適切な施設運営を図り、利用者が安心して施設を利用することができるように配慮します。

#### ①施設の計画的な改修と更新

不具合箇所の修繕など、利用者の安全性や緊急性等を考慮し優先順位をつけて修繕を進めます。

公民館の耐震診断を引き続き実施し、診断結果を基に必要な応じた耐震工事を行います。

青少年の健全な育成と生涯学習活動の促進に寄与するため、自然体験学習の活動拠点として設置しているわんぱくハウスの利用促進を図ります。

## Ⅱ-3. 読書・学習環境の充実

---

### (1) 図書資料の整備・充実

図書館は、生涯学習社会の進展に伴い、多様化するニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められています。そこで、どの年齢層にも親しまれ利用される図書館づくりを目指して、情報の収集やニーズに鑑みた選書、館内外の読書環境の整備に努めます。特に中高生向け図書や高齢者向け大活字本、また、郷土資料をはじめとした図書資料等の充実を図ります。

#### ① 親しみやすい図書館環境づくり

書棚の移動や書架増設を行う等、見やすい書架への改善に努めるとともに、開催行事や季節に合わせたテーマによる展示を行うなどの工夫を図っていきます。

また、各学校との連携を図り、学習資料の配置の工夫や、見学や体験の受入れによる図書館の利用促進を図ります。

さらに、乳幼児や小学校低学年の児童への読み聞かせ、書架整理や本の修理、ブックカバーかけなど図書館諸活動への協力・補助を求め、「みんなでつくる図書館」をテーマに文化施設ボランティアの活動支援を進めていきます。

#### ② 資料の充実

中長期的な蔵書計画に則りながらも、利用者からの蔵書要望などにも対応し、実用的な書籍の充実を図ります。

また、乳幼児向け絵本、中高生向け図書、高齢者向け大活字本といった年齢層に対応した資料や、地域の歴史や文化を知り、郷土への親しみが深められるような郷土資料の充実に努めます。

さらに、千葉県立図書館や各市町村立図書館との連携により、図書の相互貸借を行いながら提供資料の拡充に努めます。

### (2) 図書館施設の整備

遠隔地の利便性を考え、平成 23 年度から遠隔地域の公民館 4 館へ図書館分室を開設し、市民が等しく読書できる環境づくりの改善に努めています。

#### ① 施設・設備の改修

読書・学習環境に対応した照明器具や空調設備等の改修整備を、計画的に行います。

## ②公民館図書館分室の機能強化

遠隔地域の市民へも平等なサービスの提供ができるよう曾呂・江見・大山・天津小湊の4公民館へ図書館分室の開設を行いました。地域に根付いた図書館分室の運営を実施しており、利用者は増加傾向にあります。

定期的な図書の入替えや新刊図書の購入を進めながら、地域の特性をいかした分室としての機能の充実を図るとともに、各学校や土曜スクールとの連携を強化し、図書館利用のさらなる増加を図ります。

## (3)子どもの読書活動や習慣づけの推進

子どもの読書活動は、心の醸成や知識の獲得にとどまらず、表現力や創造力を高める上で欠くことのできないものです。また、読書は習慣化することで、その効果が一層発揮されます。できるだけ早い時期からの読書習慣の構築が、将来の発育に大きな影響を与えるものと考えられていることから、読書活動の習慣づけの推進を積極的に行っていきます。

### ①子どもの読書活動の推進

「子ども司書講座」を実施し、司書の仕事を体験させることで、読書を支える図書館の役割の理解促進を図ります。

また、市内の小学校の見学や中学校の職場体験の受入れ、さらに、土曜スクール等での図書館訪問など、各学校や地域との連携を強化し読書活動の推進を図ります。

### ②読書習慣づけの推進

子育て支援の一環として、赤ちゃんと保護者が絵本を通して互いに心ふれあう時間を持つきっかけをつくる「ブックスタート事業」の推進を図ります。

また、0歳児から3歳児を対象とした乳幼児向けのおはなし会である「おひぎにだっこのおはなし会」、4歳児から小学校低学年を対象とした児童向けのおはなし会である「おはなしひろば」を継続的に開催し、子どもたちの感性や、想像力を育む一助を担います。

さらに、図書館だよりや新刊図書案内等を定期的に発行し、図書館資料の紹介を行いながら、図書館利用の促進を図ります。

### ③学校教育と図書館の連携による読書活動の推進

中学生の読書の質の向上に向けて、市内中学生へ推薦する図書を計画的に購入し、朝読書用図書配本事業を行います。学期ごとに各クラスへ図書を配本し、中学校との情報交換を密にしながら、事業の充実を図っていきます。

また、図書館を活用した「調べ学習」への対応や授業で利用する資料の提供を行い、学校とともに読書活動の推進を図っていきます。

#### **(4)生涯型読書活動の推進**

鴨川市では、市民一人ひとりの心豊かな生活や活力ある社会の実現に資することを目的として、平成23年度に「鴨川市生涯読書推進計画」を策定しました。

学校や図書館という読書拠点だけにとどまらず、自宅や社会教育施設などで全ての市民が読書に親しめるような取組を進めていきます。

##### **①鴨川市生涯読書推進計画に基づく読書活動推進**

乳幼児から高齢の方まで、年齢やライフスタイルが異なる市民が読書に親しめるよう、各年齢層や各地域に対応した読書活動の推進に努めます。

ブックスタート事業や年齢に合わせたおはなし会、子ども司書講座などの各行事や中学校への配本事業など、子どもに向けた読書活動の推進に努めます。また、古典講座並びに名作や昔話の朗読会・講話など、成人向け行事の開催により、生涯にわたる読書活動の推進に取り組みます。

さらに、あらゆる世代が、家族のふれあいやコミュニケーションをつくるきっかけを創出するため、「家庭読書」の推進を図りながら、地域のコミュニティの場である公民館の図書館分室運営の強化を積極的に行っていきます。



## Ⅲ.青少年の健全育成 子どもたちの自立を支援する体制整備

### Ⅲ-1. 啓発活動の推進

#### (1)青少年の健全育成に関する啓発の推進

青少年が抱える問題に対するさまざまな取組や方策を探り、保護者、地域住民、青少年育成指導者等との連携を図りながら、啓発活動を推進し、青少年の健全育成に努めます。

##### ①体制の整備

青少年が抱える問題の重要性に鑑み、次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連盟、PTA連絡協議会をはじめ、市内の青少年関係団体などで構成される「青少年育成鴨川市民会議」は、各団体間における相互の情報提供や連絡調整を行うとともに、年間を通じた非行防止パトロールなどを実施しており、その組織の充実を図ります。

##### ②学校・家庭・地域への啓発

青少年健全育成推進大会及び青少年育成指導者研修会を開催し、青少年健全育成に関する啓発と意識高揚を図ります。

小中学生及び高校生等による青少年健全育成に関する作文等の発表会を開催します。

## Ⅲ-2. 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

---

### (1) 青少年育成団体の活動の活性化

次代を担う青少年に活動の場及び仲間づくりの機会を提供し、多様な体験活動を通じて青少年の健全育成を推進します。

青少年育成団体が学校及び警察署等との関係団体と連携しながら、地域と一体となった青少年の健全育成に努めます。

#### ① 青少年育成団体活動の充実

青少年育成団体の指導者の交流を図りながら、球技大会、ウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会など青少年育成団体が連携した事業を開催します。

#### ② 多様な体験活動を通じた青少年健全育成

市内の小学5・6年生を対象に通学合宿を実施し、子どもたちの自立心・協調性を育みます。親元を離れて自分たちで生活することで、自立心や協調性を養うことにつながっているほか、地域学習を通して、自分たちの地域の良さを再確認する場として、引き続き実施します。

職場体験学習を通じて、礼儀やマナーの向上を図るとともに、地元で働く人や働くことへの理解を深め、主体的に進路を選択できるよう、計画的・継続的・組織的に指導や援助を行います。選択肢を増やすために、受入れの事業所の拡大を進めます。

土曜スクールでは、学年の異なる友達と一緒に、学習や多様な体験活動を地域のボランティアの協力の下に行っています。地域ボランティアの確保や各土曜スクールの横のつながり・連携を進めます。

### (2) 青少年育成団体と地域の連携強化

青少年健全育成の重要性を再認識し、青少年相談員活動を充実させるとともに、地域が一体となった青少年健全育成体制の構築を図ります。

#### ① 青少年相談員活動の充実

さまざまな青少年相談員活動を広く周知し、関係団体等と連携を図り、青少年の健全育成に努めます。

#### ② 非行防止活動の推進

青少年育成鴨川市民会議や警察署など関係団体が連携し、夏休みや祭礼時期などをはじめ、年間を通じて（2ヶ月に1回程度）非行防止パトロールを実施します。

青少年相談員による夏期パトロールを実施します。（7月から9月の土日等）

## IV.文化振興

### 鴨川ならではの伝統文化・芸術の活用

#### IV-1. 文化・芸術の振興

##### (1)文化・芸術の振興

鴨川市には、先人たちが伝え残した多くの歴史文化遺産があります。本市に根付く地域文化を大切に思う姿勢を引き継ぎ、さらに大きく育てることは、市民一人ひとりが自分たちの集うまちに対する誇りを持ち続けることにつながります。

地域の特色に応じた文化・芸術についての優れた取組を活発に展開することで、観光や産業といった地域経済への波及、中長期にわたる地域の活性化や、市のブランド力向上といった効果も期待されています。反面、本市では文化・芸術に対する意識が低いという指摘もあり、自主的な文化活動に取り組めるような環境づくりを行うことが強く求められています。

地域に根ざした文化・芸術活動の主役は市民一人ひとりです。市民の文化活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に触れる機会を創出することで、地域の文化に触れ親しむ環境をつくり、地域活性化を図ります。また、文化・芸術に触れる機会の拡充に努め、市民の文化活動への参加割合を向上させていきます。

##### ①文化団体の活動促進

各文化団体等への活動支援を行います。鴨川市文化協会会員の活動延べ人数の増加を目指します。

##### ②鑑賞機会の充実

郷土資料館・市民ギャラリー・市民会館などを中心に、展覧会、発表会等を開催します。展覧会解説講座やギャラリートーク、市内見学ツアーなどを実施し、鑑賞の理解を促します。今後は、文化・芸術に触れる機会を拡充するため、文化団体等への活動を支援するとともに、東京オリンピック・パラリンピック等を貴重な機会として捉え、グローバルな視点と多様な価値観に基づいた魅力ある主催事業を開催していきます。

市民に一流の文化・芸術に触れる機会を設けるため、都内等で開催される美術展や演劇等の鑑賞を行うアート鑑賞ツアー及び事前学習会を開催します。普段、文化・芸術に触れる機会の少ない市民に対しての芸術普及活動（アウトリーチ活動）を継続的に行います。

市所蔵作品の有効活用の促進として、市所蔵絵画を学校や公共施設で展示し、広く市民に親しまれるようにします。

## IV-2. 文化施設の充実

---

### (1)文化活動の拠点施設の整備・活用

市民が自主的な文化活動に取り組める環境を継続的に確保するため、作品等発表の場となる現市民ギャラリーの施設が老朽化していることを踏まえ、新たな施設の整備を進めていく予定です。

また、開館より40年以上が経過している鴨川市市民会館は、計画的に修繕や改修工事を進めていますが、海岸に近いこともあり、建物の劣化がかなり進んでいます。また舞台設備の老朽化も著しく、毎年、修繕・補修工事を行っている状況です。近い将来、市民会館が利用できなくなった場合の代替施設の整備が急がれています。

#### ①市民ギャラリーの整備

市民等の作品発表の場として活用されている市民ギャラリーは、市民同士や作家と鑑賞者との交流も生まれ、地域文化の活性化に資する身近な文化施設として定着しています。遊休施設（旧小学校施設）の有効活用の一環として、市民ギャラリーを移転し、市民活動の発表の場を充実させ、地域のさらなる活性化と市民の教養の向上を図ります。

#### ②多目的施設の完成後の活用

市民の健康で豊かな暮らしを担う施設として、また、多世代の交流が図られ、地域コミュニティの核となるような、文化とスポーツの機能をあわせ持つ多目的施設を平成30年度中の供用開始を目指して整備することから、その活用を図ります。

## IV-3. 歴史・文化の保全と活用

---

### (1) 指定文化財保護活動の支援と適正保護の推進

歴史的に価値のあるかけがえのない文化財を適正に保存するためには、それぞれの文化財の所有者及び管理者と協力し、適正な保全と維持管理を継続する必要があります。市内に所在する文化財の適正な保護のために、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。また、郷土資料館や文化財センターでの展示の充実を図り、より多くの市民が歴史・文化に触れる機会の提供を継続するとともに、市史の編さんに努めます。また、郷土芸能や伝統芸能などの地域文化の保存・活用を促進します。

#### ①文化財等の実態調査

県指定有形文化財の改修などを、県文化財課と連携して行います。また、市内指定文化財の保護と管理に努め、助成や保存活動支援を行います。指定文化財の実態調査を行います。

市内には、埋もれている歴史資料が数多く残されていると考えられます。近年、市民からの情報提供や、調査依頼の件数が増加しつつあります。調査を行い、その成果を市民に還元するように努めます。埋蔵文化財の保護にあたっては、地域の関係者や地権者の協力を得ながら遺跡の調査を実施し、本市固有の埋蔵文化財について保存と活用を図る取組に努めます。

#### ②文化財保護活動への支援

市内指定文化財保護のための助成や保存活動支援を継続します。

近年新たな文化財としての評価に注目が集まる中、建物の老朽化が深刻化し、修復への取組が本格的に始まった大山寺を後世に守り継ぐために、「大山寺の修復を目指す会」への支援と協力を行います。

市内の歴史文化資源である文化財を積極的に生かし、鴨川の新たな一面を捉え魅力あるまちづくり・観光振興に生かすことを目的にした（仮称）鴨川市文化財保護活用計画の策定に向けた準備作業を実施します。

## (2)市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

これまで古くから刻まれてきた歴史を後世へ伝えていくために、本市を一つの地域として横断的かつ総合的に捉え、より広い視野から市史を編さんする役割が果たす意義は大きいといえます。鴨川市の歴史・文化の形成経過を明らかにし、郷土の歴史に関する正しい理解を深めるとともに、市内外に当市の歴史的特色を発信することができるほか、市史の編さんに必要な歴史的文献及び資料の保存及び調査研究を通じて、次世代に確実に伝えることができるようにします。また、市内外からの歴史に関するさまざまな照会に対して、適切に対応します。

### ①市史編さんの継承

鴨川市の歴史的変遷を明らかにするため、市史編さんを継承して行います。古文書資料の収集・整理、保存を進めるとともに、市史を編さんして生涯学習の一助とし、市勢発展と市民の愛郷心の高揚を図ります。市史編さん委員会を定期的開催します。

最新の研究成果などを活用し、地域ごとの歴史を記したあゆみシリーズの発刊を継続して行います。

### ②史・資料の保存と活用

古文書史料の収蔵と保存及び活用を行います。史・資料の寄託・寄贈の受入れと整理・保存を行います。

## (3)地域の歴史・文化資源の周知と有効活用

新たな視点から地域の歴史や文化を掘り起こし、市内外へ広く情報発信することが求められています。新たな視点を基に、これまで以上に地域に根ざしたテーマの調査研究を深め、その研究成果を市民が理解しやすい形で紹介し周知します。

また、歴史的文化財に限らない、地域の歴史に重要な役割を果たしてきた、教育・観光・商工業・まちづくりそれぞれの分野の遺産や文化資源の有効活用を図ります。今後は、職員一人ひとりが知識を深め、経験を広げていきます。また、豊富な市内の人材の活用と次世代人材の育成にも努めます。

### ①地域の歴史・文化の理解促進

地域の歴史・文化・民俗・暮らしなどに関する調査研究を推進し、その成果を生かした企画展や関連講座、収蔵資料展などを、郷土資料館や文化財センターで開催します。子どもふるさと講座の開催など、対象年齢の拡大も念頭に置き、市内で埋もれていた歴史の再発見を、市民の共通財産となるよう理解促進に努めます。

市民の郷土の歴史に対する理解を深めるため、また郷土を愛する心の醸成のために、公民館や学校等への講師派遣協力要請に応え、出前講座等で研究成果の発表等を行います。

# V.スポーツ・レクリエーション

## 生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興

### V-1. スポーツ環境の充実

#### (1)施設の整備

市民誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しむ場の創出などにより、地域のスポーツ環境の整備を推進することが求められています。

市民一人ひとりがスポーツに気軽に親しみ、健康の維持・向上が図られるよう、またスポーツ観光交流都市として観光客等のニーズに応えられるよう、スポーツ施設の整備充実に努めます。市内外との交流及び連携の拠点として計画されている、スポーツ・文化の複合型多目的施設の整備を進めます。

#### ①スポーツ・レクリエーション施設の整備

昭和63年に設置された鴨川市総合運動施設は、南房総随一のスポーツ施設として利用されています。今後、都市公園化し、利用者が安全・安心に利用できる公園施設としての整備を進め、ランニング・ウォーキング等利用者の新たなニーズへの対応や、地域住民の憩いの場の確保・健康の増進などを図ります。また、施設利用者の増加を図るため、文化体育館、陸上競技場、野球場を計画的に整備し、利用者の利便性、安全性の向上に努めます。また、社会体育施設の再整備を検討し、市民スポーツの振興を図ります。

社会体育施設の利用や学校体育施設の開放に関しては、受益者負担の原則に基づき、利用団体への応分の負担をお願いすることを含め、その在り方を多面的に検討します。

指定管理者制度の導入を念頭に置いた、管理・運営体制の見直しや、ネーミングライツの導入を検討します。また、新たな施設予約管理システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

#### ②多目的施設の整備

スポーツ・レクリエーション並びに文化活動に対する市民のニーズが高まる中、生涯にわたる文化・スポーツ活動の環境整備が急務となっています。体育館としての機能と文化芸術活動の発表の場としての機能等をあわせ持つ多目的施設を平成30年度中の供用開始を目指して整備します。

あわせて、本市の地域特性、地域資源を最大限に活用し、東京オリンピック・パラリンピック鴨川市対策推進本部と連携し、合宿誘致等の活動を進め、地域の活性化を図るとともに、オリンピック以降も、スポーツのまちづくりにつなげていきます。

## V-2. スポーツの振興

---

### (1) 市民スポーツの振興

子どもたちの心身の発達、生活習慣病の予防や日々の健康の維持増進・体力の維持向上等に日々のスポーツは大きな効果があります。また、生きがいづくりや日々のストレスの解消といったメリットも指摘されています。

スポーツやレクリエーションは、好きな時に自分のスタイルで取り組むことができます。市民が年代や性別、技術のレベルを問わずに親しむ機会を確保するとともに、市民が主体的に運営するスポーツ団体の活動を支援することが求められています。

多様なスポーツ活動を推進するため、スポーツ推進委員との連携を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を中心に支援します。スポーツ基本法に掲げられている基本理念の実現を踏まえ、市民総スポーツ社会の推進を図るため、先進事例等を参考に取組を進めます。

#### ①生涯スポーツの促進

子どもから高齢者、また障害者などが体を動かす楽しさを覚えられるスポーツの普及のため、各種教室の充実を図ります。生活習慣病の予防や機能回復のため、保健・医療と連携した活動を進めます。また、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に掲げられている「生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進」に対応し、福祉分野との連携を行います。また、ソフトボールをはじめとする各種大会や陸上教室、スキー教室、「鯛リンピックかもがわ」等を継続して開催し、新規スポーツ教室や大会の開催も検討します。

市内で活動する各種スポーツ団体の育成については、鴨川市体育協会と協力して継続して行います。

総合型地域スポーツクラブ活動として、子どもから高齢者まで、誰もが気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりを目指す「鴨川オーシャンスポーツクラブ」の活動を継続して支援します。会員の確保に力を入れるとともに、将来の運営形態については、総合型地域スポーツクラブの趣旨に沿ったかたちで考証し、会員相互による自主運営の形式も視野に入れながら、あらゆる方向性を検討します。

また、スポーツボランティア体制の整備促進を進めるとともに、地域スポーツ指導者の育成と確保に向けて継続的に取り組みます。

#### ②競技スポーツの促進

鴨川市体育協会及び地域競技団体等との連携による、競技力向上対策の推進を図るとともに各種競技団体・クラブの育成・支援をこれまで同様に進めます。

指導者の確保・育成に向けて、専門的な実技指導やトレーニング方法及びスポーツ医学的な指導ができるような研修会等の機会をつくり、地域指導者のレベル



向上の場の提供・支援を行います。また最新の指導スタイルやコーチングに対応した研修機会や情報の提供に努めます。

18 の専門部から成る鴨川市体育協会を中心とした指導体制強化や千葉県民体育大会等への選手派遣等、競技スポーツ振興施策を推進します。

## **(2)スポーツイベント等の誘致**

スポーツ関係団体等の合宿・キャンプ等の開催は、市民のスポーツ人口の拡大や意識の高揚に役立つほか、競技力の向上に大いに資する効果があります。加えて、地域経済の活性化にも寄与します。

スポーツを通じ、本市の魅力を国内外に発信すると同時に、新たな魅力の創造や掘り起こしを行い、全国レベルのスポーツ観光交流都市を目指します。

### **①各種スポーツ合宿・スポーツイベントの誘致**

各種スポーツイベントや講演会など関連イベントの開催及び周知を行います。また、大学等のスポーツ合宿等の受入れ体制の充実を図るとともに、プロ野球球団のキャンプの受入れと継続的な誘致・支援を行います。

オリンピック関連合宿及び各種大会の誘致については、東京オリンピック・パラリンピック鴨川市対策推進本部や県と連携し、情報収集やさらなる関係団体への働きかけに努めます。

トップレベルの試合の誘致やプロの選手による指導など、交流機会の充実を図ります。

## VI.家庭と地域の教育力向上 誰もが安心して学べるまちづくりの推進

### VI-1. 子育て家庭の育ち支援

#### (1)基本的な生活習慣と望ましい規範意識の育成

集団や社会の中で生活するには、一人ひとりがルールを守って行動するとともに、場に応じた望ましい行動を選択するなどの規範意識の育成が必要です。

規範意識は、家庭における挨拶や服装等のしつけ、規則正しい睡眠や食事等の基本的な生活習慣等に関する教育がその基盤となります。

学校においては、こうした家庭教育の土台の基に、生徒指導、教科指導、道徳教育及び人権教育などのあらゆる教育活動を通じて、基本的な生活習慣と望ましい規範意識を育成します。そのためには、学校・家庭・地域との連携が不可欠であり、お互いの意思疎通が図れるような体制づくりを進めます。

学校における教育活動の中で、校則の遵守、制服の正しい着用、時間の厳守、規律ある集団活動、挨拶、約束を守ることなど、児童生徒が将来、社会の中で生きていく上で必要な社会的なルールや考え方、望ましい行動様式を積極的に身につけさせたいと考えます。

#### ①挨拶運動の奨励

「挨拶運動」は、地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住み良い生活環境を築くため、子ども同士はもとより、地域の大人が率先して出会った人に声をかける運動です。挨拶することで近所に顔見知りが増えれば、横のつながりができ、地域の雰囲気も明るくなります。そのために、学校では啓発活動を行ったり、挨拶週間・月間などを設けたりして、児童生徒に挨拶をすることの意義を考えさせるとともに、地域住民の意識の向上を図ります。

#### ②睡眠と早寝早起き、朝食習慣の確立

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。また、子どもがこうした生活習慣を身に付けていくためには家庭の果たすべき役割は大きいですが、最近の子どもたちは、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れています。こうした基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

このような状況から、家庭における食事や睡眠などの乱れは、個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域による、一丸となった取組が重要な課題です。子どもたちの問題は大人一人ひとりの意識の問題でもあります。これを契機に学校・家庭・地域が連携して、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に展開します。

## (2)親とともに考える教育の推進

少子化や核家族化により、子育ての本質を身近な人たちから学ぶことの希薄化が危惧されています。そのため、子どもが社会ルールやマナーを学んだり、生活習慣を確立するための場が少なくなり、親がひとりで悩みを抱き込んでしまうという事態が起きています。学校・地域が親に寄り添った援助をさしのべる体制づくりが必要です。

国の第2期教育振興基本計画においては、家庭での親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及の促進等が求められています。また、地域全体で子育て中の親の学びの支援ができる環境づくりを進めることも重要です。

### ①親の主体性を重視した学びのプログラム

千葉県版親プロ「きずな」を活用し、各種講座に「親の学びプログラム」を組み合わせることで、親同士の関わりを活発にし、より充実した学びを実現させます。また、県が市町村の家庭教育担当者等を対象に実施する研修会へ参加します。

## (3)学校における子育て支援

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点です。親（保護者）は、人生最初の教師として、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心などを養う上で、重要な役割を担っています。学校では、保護者からの要望を受け止め、相談する中でより良い方向性を導き出します。

### ①子どもを伸ばし自信をつけさせる家庭教育の推進

家庭や地域で役割を果たしている子どもたちについては、良い面を積極的に評価し、さらに伸ばすことが重要です。子どもたちの能力・適性、興味・関心等に応じて、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすための家庭教育につながる視点を示します。特に、子どもの褒められた時の行動は、繰り返され習慣化されます。褒める文化を育成し、子どもたちの行動に好循環を生むための実践的な取組の蓄積を図ります。

### ②家庭での教育の目標設定

家庭での教育力向上のために、それぞれの家庭で親子が具体的に目標を持ち、日々取り組むことを呼びかけます。

## VI-2. 親が育つ環境づくり

---

### (1) 家庭教育の支援

子どもの成長や安全を「まち」全体で支えられるよう、学校・家庭・地域と連携して、地域における教育環境の改善・充実を図っています。特に保護者と教職員が協力しあって、子どもたちの健全育成を図るPTA活動を活性化し、保護者一人ひとりが家庭教育の役割と大切さについて理解を深めるよう支援します。

#### ①PTA活動などの促進

バレーボール競技の交歓会を通して市内幼小中PTA会員相互の親睦と健康増進を図り、PTA活動の推進意欲の高揚に努めます。

地域の各種団体等による研修等を通して、家庭教育の振興を図ります。

### (2) 保護者活動の支援

保護者の育ちを応援するため、学びの機会の充実が重要です。家庭教育の重要性について保護者自身が理解を深め、子育てに自信と喜びを感じられるように、専門家を活用した保護者の学習や研修の機会の充実に努めます。

#### ①保護者研修機会の充実

公民館と幼稚園が社会教育指導員と連携を取り、家庭教育学級を全地区で継続的に開催します。さらに、幅広い年齢層にも研修を拡充するため、家庭教育講演会を開催します。

#### ②家庭教育相談や家庭教育指導員の活用

家庭教育相談室は、毎週水・木・金曜日に天津小湊公民館内の相談室で委嘱された家庭教育指導員が対応しています。「非行」「いじめ」「不登校」などの学校生活や交友関係の心配ごとや、子育ての不安などの相談に関して、電話相談や面接相談等を受けています。幅広い年代・職種から多岐にわたる内容の相談があることから、相談室の必要性が理解され、地域に相談室が浸透してきていることがうかがえます。また、「母の和だより」を毎月発行し、関係者に配布しています。

家庭教育指導員は、家庭教育に関する相談や指導を行うほか、子育て学習会についての支援・指導助言を行います。

## VI-3. 学びのセーフティネットの構築

---

### (1) 子どもや家庭に対する相談支援

教育を受ける機会は、誰しも等しく与えられるべきものです。子どもたちに安全・安心で充実した教育機会を提供するための体制を関係機関と連携し構築します。こうした教育環境の確保のために、支援が必要な子どもたちの存在を早期に把握し、その生活や学習を支えます。

#### ① 学校内の相談体制の充実

各学校では教育相談・生徒指導・特別支援教育に関する子どもや保護者からの相談を、いつでも受け入れることのできる体制を構築しています。計画的な相談旬間の設定や突発的な相談に対応できるよう関係機関との連携をより充実させます。

さらに、児童生徒に対する心の相談や教職員や保護者への指導・助言ができるよう全中学校にスクールカウンセラーを配置しています。また、各中学校区にある小学校においても、必要に応じて相談に対応しています。

#### ② 相談支援にあたる連携体制の構築

本市においては、市内4課（学校教育課・子ども支援課・福祉課・健康推進課）及び関係機関と園や学校が連携を密にし、さまざまな問題に対応するネットワークを構築しています。

また、本市では鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）内に総合相談窓口を設置し、24時間365日、いつでも、誰もが、相談できる窓口として活用されています。

### (2) 経済的困難者の助成・支援

『国民生活基礎調査』（厚生労働省 平成24年）による我が国の「子どもの貧困率」は16.3%で、過去最悪を更新しています。子どもの貧困は、子どもたちが持つ資質や能力の向上を妨げるものといわれており、社会全体で取り組むべき課題です。幼児期から義務教育課程修了まで、切れ目のない教育費負担の軽減を目指します。

#### ① 経済的支援の充実

保護者の経済的負担を軽減するため、経済的な理由により小中学校の就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用を援助します。

## ②障害のある子どもや家庭への支援

障害や発達につまずきが見られる子どもたちが、その可能性を最大限に伸ばし成長することを支援するため、特別支援教育就学奨励費や特別児童扶養手当の支給、育成医療の給付等を行います。

## (3)子どもの人権擁護と安全の確保

保護者等からの児童虐待は、法律上でも禁止されている行為ですが、不幸な事例は後を絶ちません。社会的な孤立や育児ストレスを抱えながら子育てをしているなど、それぞれの家族の問題はさまざまで、対応が困難な事例も少なくありません。早期発見体制の充実を図るとともに、通報があった場合は速やかに対応します。

### ①児童虐待の防止

園や学校は児童虐待の早期発見に重要な役割を担っており、児童虐待の防止や早期発見につなげるための啓発活動や研修に取り組むとともに、各関係機関との連携の強化や情報共有、役割分担の明確化を図ります。

## VI-4. 安全・安心な学びの場づくり

---

### (1)安全教育の推進

大規模な自然災害から身を守るためには、必要な知識を身につけ、正しい備えをすることで、防災対応能力を向上させる必要があります。児童生徒等に対しては、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「安全で安心な地域づくりに貢献する意識」を高めたりする安全教育を行います。また、地域住民・保護者・関係機関との連携を強化するなど、学校安全管理体制の充実・徹底を図ります。

#### ①防災教育の充実

「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に基づき、各校の実態に応じた避難訓練や鴨川市合同津波避難訓練を実施することで、実践の確認と防災意識の高揚を図ります。

地震発生から津波警報の発表時には学校と教育委員会、消防防災課が連携し、登録携帯電話への一斉配信サービス導入等を含め、緊急時の確実な連絡手段を確立できる環境づくりに努めます。

#### ②交通安全教育の充実

警察署や交通安全協会、自動車教習所等の協力を得て、各学校において、子どもたちの実態に即した交通安全教室（歩行・自転車）を推進します。また、登下校時の交通現地指導を通して、交通ルールやマナーの指導を行います。

さらに、リーフレットやDVDを活用し、日常的に交通安全についての啓発を行い、子どもたちが自らの命を自ら守る力を身につけられるように努めます。

### (2)安全な教育環境づくり

学校は、学びの場であることに加え、子どもたちが将来に希望を持ち、夢を実現する準備のための大事な場所です。そのような学校における子どもたちの安全を確保するためには、学校施設の安全対策を推進するとともに、自らの安全を守るための防犯教育等を充実する必要があります。

児童生徒の通学路安全確保のため、鴨川市交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。各学校から申し出のあった危険箇所について関係機関で協議の上、対策を施し、通学路の安全性を向上させます。

#### ①通学の安全対策

鴨川市交通安全プログラムに基づき、警察署や土木事務所、市の担当課等の関

係機関が集まり、通学路の危険箇所等の情報共有やその対策について協議する通学路安全推進会議を毎年開催します。また、通学路の合同点検を実施し、具体的な安全対策について検討します。

学校統合等により、遠隔地から通園・通学することになった児童生徒等には、通園・通学バスの運行や通学費の補助により、通園・通学を支援します。

## ②防犯対策

関係機関や保護者と連携し、校内や通学路の点検を行い、校内への不審者の侵入、交通事故や犯罪などについての安全マップを作成するとともに、「こども 110 番の家」の拡大など、校内及び通学路の防犯対策を図ります。

毎年、小学校の新1年生を対象に防犯ブザーを配布し、防犯に対する啓発及び意識の高揚を図ります。また、集団下校の実施、学校職員による青色防犯パトロールや防災無線による大人への見守りの呼びかけ等の対策を実施します。

子どもの安全・地域防犯対策の推進については、子ども・子育て支援事業計画と連携します。



---

# 資料編

---



## 計画関連事業一覧

### I. 学校教育

教育振興計画に掲載されている施策	主要事業	担当課	
I-1. 幼児教育・義務教育の充実	(1) 学び・育ちの連続性を重視した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保幼小連携カリキュラム</li> <li>・小中一貫カリキュラム</li> </ul>	学校教育課
	(2) 生きる力の基礎を育む幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児一人ひとりの特性に応じた指導計画の作成</li> <li>・園児の成長を共有するツール(面談・成長記録等)の活用</li> <li>・外国語指導助手の活用による、国際理解教育の推進</li> <li>・幼稚園を拠点とした保護者への支援</li> </ul>	学校教育課 子ども支援課
	(3) 自ら学び未来を切り拓く義務教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内中学校におけるメディカルチェックの実施</li> <li>・「遊・友スポーツランキングちば」への参加</li> <li>・全国学力・学習状況調査の分析、活用</li> <li>・鴨川市版漢字検定の実施</li> <li>・外国語指導助手等の小中学校への派遣</li> <li>・大学との連携強化による英語教育の充実</li> <li>・いじめ防止対策等の充実</li> <li>・アレルギー対応の充実</li> </ul>	学校教育課 学校給食センター
	(4) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を目指す特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議開催及び巡回相談員の派遣</li> <li>・特別支援教育支援員の配置と支援計画の作成</li> </ul>	学校教育課 子ども支援課
I-2. 学校教育環境の整備充実	(1) 学校施設設備と教育機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎の大規模改修(田原小学校校舎大規模改修)</li> <li>・屋内運動場の整備(安房東中学校武道場改修、天津小学校屋内運動場大規模改修、西条小学校屋内運動場大規模改修)</li> <li>・屋外教育環境の整備(東条小学校グラウンド整備、西条小学校グラウンド整備及びプール施設改修)</li> </ul>	学校教育課
	(2) ICTを活用した情報教育への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット機器の導入</li> </ul>	学校教育課
	(3) 教員の意識改革と指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修機会の充実</li> <li>・鴨川市教育政策研究会活動の活性化</li> </ul>	学校教育課
	(4) 信頼される学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校支援ボランティアの組織化</li> <li>・鴨川市版コミュニティ・スクールの推進</li> </ul>	学校教育課
	(5) 学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した厨房機器等の更新</li> <li>・調理業務等の民間委託検討の実施</li> <li>・食育指導を基軸とした学校や家庭との連携</li> <li>・地産地消の推進</li> </ul>	学校給食センター

## Ⅱ. 生涯学習

教育振興計画に掲載されている施策		主要事業	担当課
Ⅱ-1. 多彩な 学習活動 の促進	(1) 公民館事業の充実	・公民館教室の開催 ・サークル活動の育成 ・公民館活動の市ホームページへの掲載	生涯学習課
	(2) 市内に関係施設のある 大学との連携	・市内に教育研究施設を有する大学との連携による講演会、実験教室、自然観察会、キャンパスツアー等の実施	生涯学習課
	(3) 市民が学びやすい環境 づくり	・文化施設ボランティア及び生涯学習人材バンクボランティアの育成と活用の促進	生涯学習課
	(4) 青少年海外派遣の推進	・中高生の姉妹都市(アメリカ合衆国マニトワック市)への海外派遣	生涯学習課
Ⅱ-2. 社会教育 関連施設 の充実	(1) 社会教育関連施設の整備	・社会教育関連施設の修繕等 ・公民館の耐震診断の実施 ・わんぱくハウスの利用促進	生涯学習課
Ⅱ-3. 読書・ 学習環境 の充実	(1) 図書資料の整備・充実	・各分野の図書資料の購入、整備	生涯学習課
	(2) 図書館施設の整備	・図書館システムの運用・整備 ・空調設備の更新工事	生涯学習課
	(3) 子どもの読書活動や習 慣づけの推進	・子ども司書講座の実施 ・中学校朝読書用図書配本事業の充実 ・ブックスタート事業の実施	生涯学習課
	(4) 生涯型読書活動の推進	・公民館図書館分室の充実 ・ボランティア活動、行事等の充実並びにスキルアップ研修の実施	生涯学習課

## Ⅲ. 青少年の健全育成

教育振興計画に掲載されている施策		主要事業	担当課
Ⅲ-1. 啓発活動 の推進	(1) 青少年の健全育成に関 する啓発の推進	・青少年育成鴨川市民会議の組織の充実 ・青少年健全育成推進大会の開催 ・青少年育成指導者研修会の開催 ・小中学生及び高校生等による青少年健全育成に関する作文等の発表会の開催	生涯学習課
Ⅲ-2. 青少年育 成団体活 動の活性 化及び地 域との連 携強化	(1) 青少年育成団体の活動 の活性化	・球技大会、ウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会など青少年育成団体が連携した事業の開催 ・小学生通学合宿の実施 ・職場体験学習の実施 ・放課後子ども教室(土曜スクール)の開催	生涯学習課
	(2) 青少年育成団体と地域 の連携強化	・青少年相談員活動の充実 ・青少年育成鴨川市民会議や警察署など関係団体が連携した非行防止パトロールの実施	生涯学習課

## IV. 文化振興

教育振興計画に掲載されている施策		主要事業	担当課
IV-1. 文化 ・芸術の 振興	(1)文化・芸術の振興	・各文化団体等への活動支援 ・市主催の展覧会、発表会等を開催 ・アート鑑賞会や講座の開催 ・新市民ギャラリーオープン記念展示	生涯学習課
IV-2. 文化施設 の充実	(1)文化活動の拠点施設の 整備・活用	・老朽化した市民ギャラリーを移転 ・市民活動の発表の場の充実	生涯学習課
IV-3. 歴史・ 文化の 保全と 活用	(1)指定文化財保護活動の 支援と適正保護の推進	・所有者・管理者に対する活動支援や助成 ・(仮称)鴨川市文化財保護活用計画の策 定に向けた準備	生涯学習課
	(2)市史の編さん、史・資料 調査と保存・活用	・市史編さん委員会の開催 ・古文書史料の収蔵と保存及び活用 ・あゆみシリーズの発刊	生涯学習課
	(3)地域の歴史・文化資源の 周知と有効活用	・地域の歴史・文化・民俗・暮らしなどに関 する調査研究の推進と成果を生かした展 覧会及び講座(見学会等を含む)の開催 ・地域の歴史、文化資源の有効活用	生涯学習課

## V. スポーツ・レクリエーション

教育振興計画に掲載されている施策		主要事業	担当課
V-1. スポーツ 環境の充 実	(1)施設の整備	・総合運動施設の都市公園としての整備 ・多目的施設の整備 ・総合運動施設の充実 ・社会体育施設の整備	スポーツ 振興課
V-2. スポーツ の振興	(1)市民スポーツの振興	・総合型地域スポーツクラブの支援 ・スポーツ教室や大会の開催	スポーツ 振興課
	(2)スポーツイベント等の誘 致	・オリンピック・パラリンピック東京大会関連 合宿等の誘致 ・各種スポーツイベントや講演会などの開催 及び周知 ・プロ野球球団のキャンプ受入れ・継続的 な誘致	スポーツ 振興課

## VI. 家庭と地域の教育力向上

教育振興計画に掲載されている施策		主要事業	担当課
VI-1. 子育て家庭の育ち支援	(1) 基本的な生活習慣と望ましい規範意識の育成	・挨拶運動の実施 ・生活習慣の確立に向けた取組	学校教育課
	(2) 親とともに考える教育の推進	・親の学びプログラム	学校教育課
	(3) 学校における子育て支援	・褒める教育の実施 ・家庭での目標設定	学校教育課
VI-2. 親が育つ環境づくり	(1) 家庭教育の支援	・子育て学習会への支援 ・家庭教育学級の充実(家庭教育講演会の開催)	生涯学習課
	(2) 保護者活動の支援	・家庭教育学級の実施 ・家庭教育相談や家庭教育指導員との連携	生涯学習課
VI-3. 学びのセーフティネットの構築	(1) 子どもや家庭に対する相談支援	・相談窓口の開設 ・庁内4課連携によるネットワークの構築	学校教育課 子ども支援課 福祉課 健康推進課
	(2) 経済的困難者の助成・支援	・就学のための保護者への支援体制づくり	学校教育課
	(3) 子どもの人権擁護と安全の確保	・児童虐待防止対策の充実	学校教育課 子ども支援課
VI-4. 安全・安心な学びの場づくり	(1) 安全教育の推進	・鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアルに基づいた行動 ・関係機関と連携した交通安全教室の実施	学校教育課
	(2) 安全な教育環境づくり	・通学路安全推進会議の開催 ・通学路の安全対策 ・通学路の合同点検 ・通学・通園バスの運行 ・遠距離通学費の補助	学校教育課 都市建設課 消防防災課 企画政策課

## 用語集

	用語	解説
あ行	アプローチカリキュラム	就学前の幼児が小学校の生活や学びに適應できるようにすることや、幼児期の学びと小学校教育をつなげるために作成する幼児期の教育カリキュラム。
	インクルーシブ教育システム	同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に 応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。
か行	ゲストティーチャー	特別に指導を行う一般市民のこと。教員免許状の有無は問わない。
さ行	社会教育指導員	地域での社会教育活動に関わる専門的な指導者。
	ジュニアリーダー	地域活動のリーダーとして活動する青少年のこと。本市では小学校5・6年生を対象に、必要な知識及び技術を修得するための講習会を行っている。
	生涯学習人材バンク	「自分の知識や技能等を教えたい」人が登録し、講師等を探している方に紹介する制度で、教える方・教わる方双方の「学びたい」という気持ちに応える制度。
	新JIS規格	教室用机・椅子の寸法や材質は、日本工業規格(JIS)により定められている。多様な教材に対応できるよう、机面寸法を拡大するなど、児童生徒の体格や学習形態の変化に対応するために新たに設定された規格。
	スタートカリキュラム	学校に入学した児童が義務教育の始まりにスムーズに適應していけるように編成した第1学年入学当初の詳細なカリキュラムと1学期間の計画。
	ソーシャルネットワークサービス	友人や趣味が近い仲間などとのコミュニケーションを活発化する、コミュニティ型の Web サイト及び会員制インターネットサービス。SNS ともいう。
た行	特別支援教育コーディネーター	各園・学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口となる人のこと。
	土曜スクール	土曜日等に地域の方々の協力のもと、学習やスポーツ・文化活動、体験活動等を行う事業のこと。国が進める「放課後子ども教室」の本市における通称。
な行	ネーミングライツ	スポーツ・文化施設等の名称に企業名を付けることで、施設の管理運営のための資金を調達する手法。命名権ともいう。
は行	ピア・サポート	同じような立場の人や仲間によるサポートのこと。英語のピア(peer)という言葉には、同僚、同級生、クラスメート、友人、同輩、同業者という意味がある。
	ブックスタート	0歳児に「絵本」を贈る活動で、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけをつくる。
	ブロードバンド	インターネットの世界でよく使われ、「高速大容量回線」のことをさす。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無に関わらず、全ての人にとって使いやすくわかりやすいように意図してつくられたデザインのこと。
わ行	ワイヤレス化	無線化のこと。

	用語	解説
I	ICT	ICT(Information and Communication Technology)は、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。以前は「IT」が使われていたが、総務省の「IT 政策大綱」が2014年から「ICT 政策大綱」に名称変更するなど、日本でも定着しつつある。
J	JETプログラム	国が、世界の英語圏から大学を卒業した青年を日本に受け入れている「語学指導等を行う外国青年招致事業」の通称。
P	PDCAサイクル	事業活動における管理報告業務を効果的・効率的に行うための手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の4つのステップからなり、これらを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
T	TT指導	TTとはチームティーチングのことを指し、複数の教師が協力して授業を行う指導方法。



## 学校教育の状況

### ①小学校一覧

(平成 27 年5月1日現在 単位:組・人)

学校名	住所	学級数	教職員数
江見小学校	鴨川市宮 1451 番地 1	8 (うち、特別支援学級 2)	13
鴨川小学校	鴨川市横渚 500 番地	16 (うち、特別支援学級 4)	24
東条小学校	鴨川市西町 364 番地	14 (うち、特別支援学級 2)	24
西条小学校	鴨川市打墨 220 番地	9 (うち、特別支援学級 2)	16
田原小学校	鴨川市坂東 285 番地	8 (うち、特別支援学級 2)	12
長狭小学校	鴨川市宮山 176 番地	9 (うち、特別支援学級 3)	16
天津小学校	鴨川市天津 1166 番地	8 (うち、特別支援学級 2)	15
小湊小学校	鴨川市内浦 1923 番地	8 (うち、特別支援学級 2)	13

### ②中学校一覧

(平成 27 年5月1日現在 単位:組・人)

学校名	住所	学級数	教職員数
鴨川中学校	鴨川市広場 2201 番地	20 (うち、特別支援学級 4)	37
長狭中学校	鴨川市宮山 176 番地	5 (うち、特別支援学級 2)	16
安房東中学校	鴨川市天津 1033 番地	7 (うち、特別支援学級 2)	17

### ③幼稚園一覧

(平成 27 年5月1日現在 単位:組・人)

幼稚園名	住所	学級数	教職員数
江見幼稚園 ※	鴨川市宮 1455 番地	2	4
鴨川幼稚園	鴨川市貝渚 3271 番地 7	4	6
東条幼稚園	鴨川市西町 332 番地	2	4
西条幼稚園 ※	鴨川市八色 869 番地	2	4
田原幼稚園	鴨川市坂東 285 番地	2	3
長狭幼稚園 ※	鴨川市松尾寺 417 番地	2	4
天津幼稚園	鴨川市天津 1166 番地	2	4
小湊幼稚園 ※	鴨川市内浦 1923 番地	2	4

表①②③中の教職員数は本務者のみ (資料: 学校基本調査)

表③中の※付きの施設は幼保一体型施設

④学校給食センター

住所	給食形態	給食供給数	職員数
鴨川市貝渚 223 番地 1	完全給食 5 日制/週 (主食・副食・牛乳) ・ごはん(月・水・金曜日) 3 日制 ・パン(火・木曜日) 2 日制	約 3,000 食 (教職員等含)	29 (うち、県職米 養士 2)

⑤鴨川市内幼稚園・小中学校 園児・児童・生徒数(平成 27 年 5 月 1 日現在 単位:人)

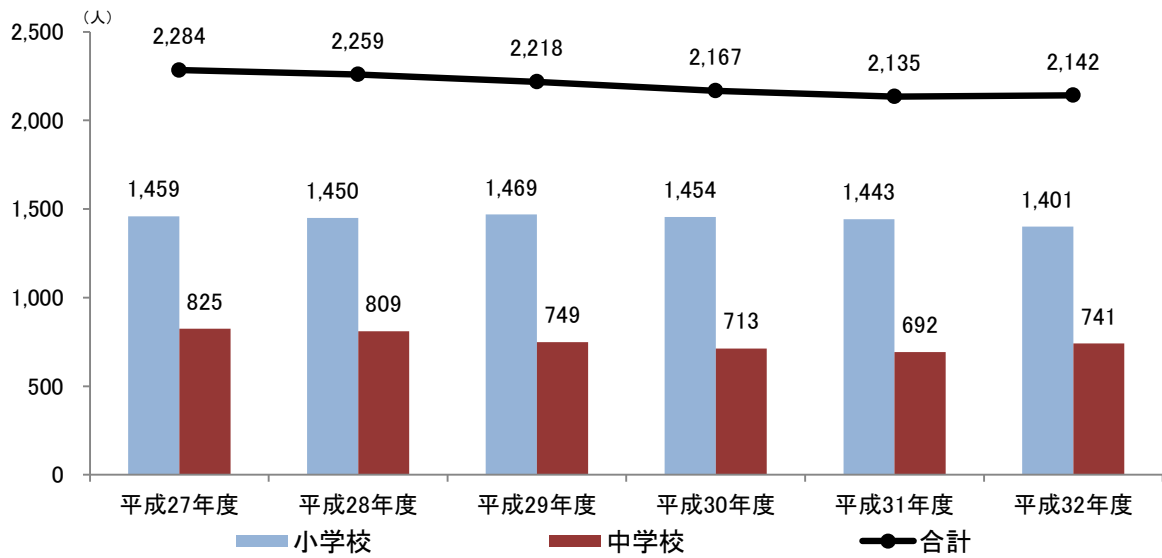
幼稚園名	4 歳児	5 歳児	合計
江見幼稚園	21	21	42
鴨川幼稚園	43	40	83
東条幼稚園	29	31	60
西条幼稚園	27	35	62
田原幼稚園	18	18	36
長狭幼稚園	16	30	46
天津幼稚園	22	27	49
小湊幼稚園	9	7	16
合計	185	209	394

学校名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
江見小学校	33	26	22	23	15	24	143
鴨川小学校	58	48	44	53	41	52	296
東条小学校	57	70	54	56	48	44	329
西条小学校	40	31	32	29	21	31	184
田原小学校	22	15	15	24	19	23	118
長狭小学校	28	30	27	34	21	35	175
天津小学校	17	20	25	28	24	33	147
小湊小学校	10	12	10	13	14	8	67
合計	265	252	229	260	203	250	1,459

学校名	1 年	2 年	3 年	合計
鴨川中学校	221	193	190	604
長狭中学校	36	32	29	97
安房東中学校	39	38	47	124
合計	296	263	266	825

⑥将来の児童生徒数の予測

(※平成 27 年度は 5 月 1 日現在の児童生徒数、平成 28 年度以降は予測による児童生徒数)



## 生涯学習施設・地域クラブ等の状況

### ①生涯学習関連施設(平成 26 年度)

施設名		所在地	延べ利用者数	主な利用内容	
				教室等	クラブ等
公 民 館	中央公民館	鴨川市前原 60 番地	16,669 人	11	47
	大山公民館	鴨川市金束 5 番地	5,395 人	4	14
	吉尾公民館	鴨川市松尾寺 454 番地 2	4,205 人	2	16
	主基公民館	鴨川市成川 34 番地	3,525 人	5	19
	江見公民館	鴨川市東江見 376 番地 5	2,747 人	5	7
	太海公民館	鴨川市太海 2030 番地 2	4,756 人	5	11
	曾呂公民館	鴨川市仲町 590 番地 1	3,269 人	4	11
	田原公民館	鴨川市太尾 368 番地 1	4,545 人	8	10
	西条公民館	鴨川市八色 1244 番地 1	7,161 人	9	16
	東条公民館	鴨川市広場 1588 番地 1	10,552 人	9	29
	天津小湊公民館	鴨川市天津 1092 番地 7	7,942 人	9	19
鴨川市立図書館		鴨川市横渚 1428 番地	入館者数 60,510 人 貸出延べ冊数 111,653 冊 蔵書数 90,892 冊		
図 書 館 分 室	江見分室	江見公民館内	蔵書数約 780 冊		
	大山分室	大山公民館内	蔵書数約 2,500 冊		
	曾呂分室	曾呂公民館内	蔵書数約 780 冊		
	天津小湊分室	天津小湊公民館内	蔵書数約 4,300 冊		
郷土資料館・文化財センター		鴨川市横渚 1401 番地 6	入場者数 6,132 人 ・資料保存(13,532 点) ・市史編さん資料(34,212 点)		
市民ギャラリー		鴨川市横渚 1450 番地	入場者数 4,268 人 常設展示作品数 40 点		
青少年研修センター		鴨川市平塚 1717 番地 15	利用者数 3,677 人		
ふるさとシアター (視聴覚センター)		鴨川市天津 1092 番地 7	利用者数 159 団体 1,382 人 貸し出し数(機器 55 点、教材 25 点)		
わんぱくハウス		鴨川市天津78 番地	利用者数 1,891 人		

②社会教育関係団体・グループ等(平成 26 年度)

団体等		内訳
青少年育成団体	1.子ども会	75 団体
	2.子育て学習会	4 グループ
	3.育成団体	7 団体 (ボーイスカウト鴨川第 1 団・鴨川第 5 団、ガールスカウト千葉県第 82 団、鴨川市公立学校 PTA 連絡協議会、鴨川市子ども会育成連盟、鴨川市青少年相談員連絡協議会、青少年育成鴨川市民会議)
文化団体	1.文化協会	1 団体(11 部門約 250 人)
	2.公民館クラブ等団体	199 団体

## スポーツ施設・団体・関連事業の状況

### ①スポーツ関連施設(平成 26 年度)

施設名		所在地	延べ利用者数
総合運動施設	野球場	鴨川市太尾 866 番地 1	11,876 人
	ソフトボール場		9,742 人
	文化体育館		35,498 人
	陸上競技場		12,332 人
	サッカー場		10,535 人
体育センター	グラウンド	鴨川市貝渚 242 番地	7,126 人
	弓道場		2,324 人
	テニスコート		106 人
小湊スポーツ館	体育館	鴨川市内浦 1923 番地	6,662 人
	柔道場		216 人
	剣道場		1,880 人
大川面運動広場	グラウンド	鴨川市大川面 32 番地	5,041 人
	テニスコート		666 人
成川運動広場	グラウンド	鴨川市成川 4 番地	286 人
宮運動広場	グラウンド	鴨川市宮 596 番地 1	2,690 人
大山庭球場	テニスコート	鴨川市古畑 90 番地 3	46 人
芝浜プール	プール	鴨川市横渚 808 番地 54	3,238 人

### ②スポーツ団体等(平成 26 年度)

団体等	
1. 体育協会	18 競技団体
2. スポーツ少年団	14 団体、5 種目 229 人、指導者 57 人
3. 地域スポーツクラブ	7 クラブ 206 人
4. 総合型スポーツクラブ (鴨川オーシャンスポーツクラブ)	会員 150 人、指導者 30 人

③スポーツ・レクリエーション関連事業の実施事業(平成 26 年度)

種類	名称	主催
体験 教室	小学生陸上競技教室	鴨川市教育委員会
	スキー教室	実行委員会
	少年野球教室	鴨川市教育委員会
	中学生野球教室	鴨川市教育委員会
競技 大会	山口順一杯中学校陸上混成競技大会	鴨川市教育委員会
	健康ソフトボール大会	鴨川市教育委員会
	市民ゴルフ大会	実行委員会
	地域スポーツクラブ対抗球技大会	鴨川市地域スポーツクラブ連絡協議会
	南房駅伝大会	実行委員会(南房総市・館山市・鴨川市・鋸南町各体育協会)
	長狭街道駅伝競走大会	鴨川市・鋸南町・両市町教育委員会
	鴨川走ろう大会・小学生駅伝大会	鴨川市教育委員会
	市民スポーツ大会	体育協会
	水田杯少年野球大会	鴨川市教育委員会共催
一流健康・レクリエーション 交流	スポーツ・レクリエーション大会	鴨川市教育委員会
	鯛オリンピックかもがわ	実行委員会
その他	安房地区スポーツ・レクリエーション祭	安房地区スポーツ推進委員連絡協議会
	千葉県民体育大会	(財)千葉県体育協会

## 政策の動向

### 国・県の動き

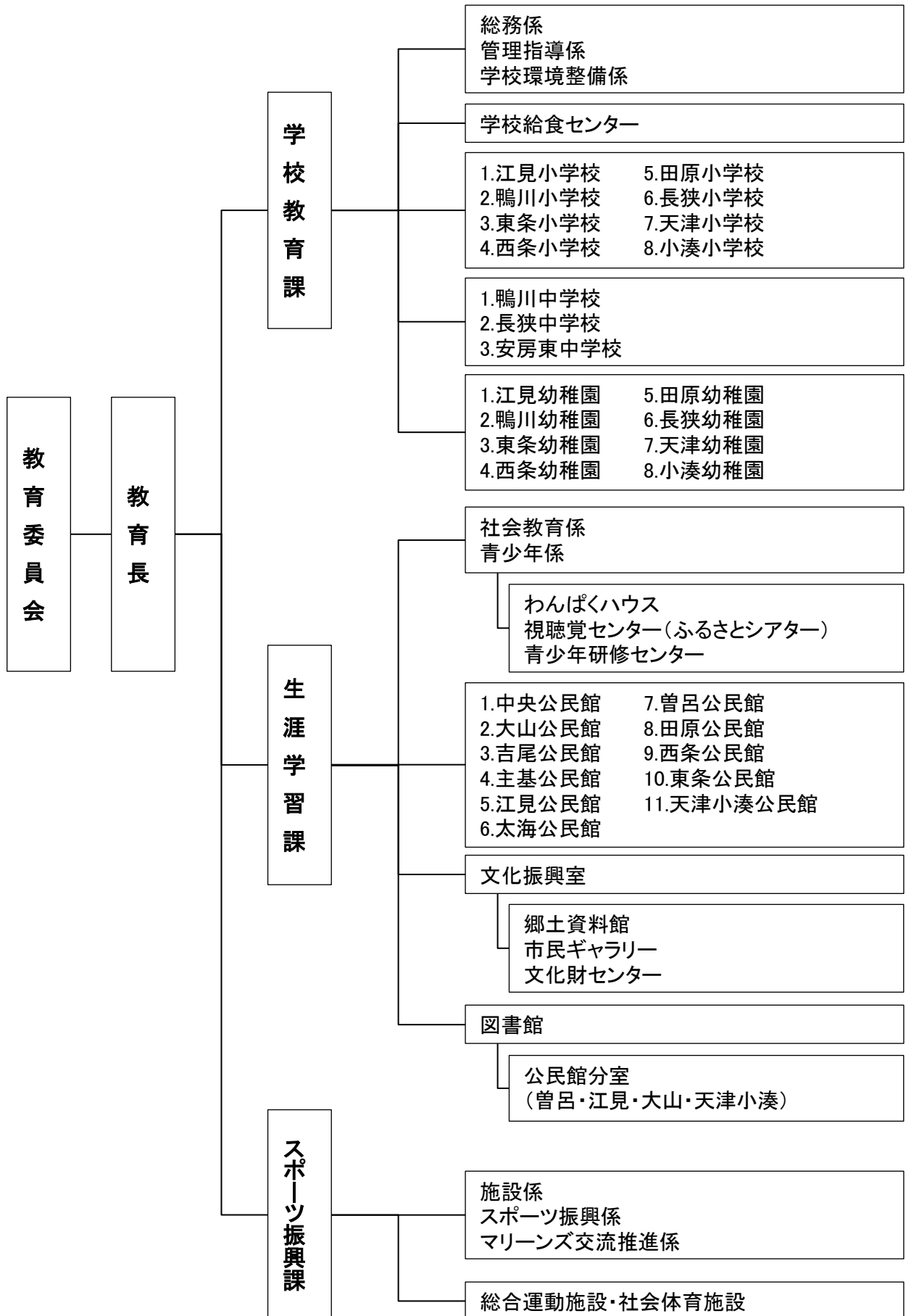
平成 21(2009)年	
4月1日	「学校保健法等の一部を改正する法律」施行
	「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」施行
	「学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令」施行
	「学校環境衛生基準」施行
	「学校給食衛生管理基準」施行
	「学校給食実施基準」施行
	教員免許更新制の導入
平成 22(2010)年	
2月8日	「幼稚園施設整備指針」改訂
3月30日	「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」改訂
4月1日	「子ども・若者育成支援推進法」施行
7月27日	「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画について」通知
8月26日	「スポーツ立国戦略ースポーツコミュニティ・ニッポンー」策定
平成 23(2011)年	
5月24日	「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」及び「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画」改正
8月24日	「スポーツ基本法」施行
11月15日	「幼稚園における学校評価ガイドライン」改訂
平成 24(2012)年	
3月30日	「スポーツ基本計画」策定
3月31日	「第11次千葉県体育・スポーツ推進計画『スポーツ立県ちば』の実現を目指して」策定
3月	「千葉県青少年総合プラン」策定
4月1日	「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令」及び「学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示」施行
4月27日	「学校安全の推進に関する計画」閣議決定
6月27日	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」施行
9月5日	「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」策定、公表
9月5日	「古典の日に関する法律」施行
12月19日	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」告示



平成 25(2013)年	
1月30日	「学校給食実施基準等の一部改正について」告示
3月13日	「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」通知
6月14日	「第2期教育振興基本計画」閣議決定
7月15日	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定
9月28日	「いじめ防止対策推進法」施行
10月11日	「いじめ防止基本方針」策定、公表
平成 26(2014)年	
4月1日	スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業について、厚生労働省から文部科学省に移管
	「千葉県いじめ防止対策推進条例」施行
7月25日	「学校施設整備指針」改正
平成 27(2015)年	
2月10日	第2期教育振興基本計画「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」策定
3月31日	「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定
	「千葉県子どもの読書活動推進計画(第三次)」策定
3月	「第2次千葉県青少年総合プラン」策定
4月1日	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」施行
5月22日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる―(第4次基本方針)」閣議決定
6月17日	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立
10月29日	「千葉県の教育の振興に関する大綱」策定
平成 28(2016)年	
1月25日	「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」策定

# 鴨川市教育委員会組織図

(平成 28 年3月現在)



---

---

鴨川市教育振興計画（第2期 平成28～32年度）

鴨川市教育委員会

〒299-5503

千葉県鴨川市天津 1104 番地

事務局担当 学校教育課

TEL:04-7094-0512

FAX:04-7094-0531

---

---